

設備リスト

| 事業許可基準規則 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 副機クラス | 設備 / 運用 | 施設 / 改造 / 新設 | 事業許可届付六 での主要目録証 載の有無 (○, ×) | 条文要求事項に 対して必要の設 備、運用か (○, -) | 設備の要求事項 の関係整理① (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, -) | 機器グループ ①, ②-1, ②-2, ③, ④, ⑤ | 施設工事に記載 されているか (○, ×) | 要目表作成対象 設備か (○, ×) | 備考 |
|--------------------------|--------------|--|---------|------|-------|---------------|--------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|---|-----------------------------------|-----------------------------|--------------------------|---|
| 第一类 / 第3条 特殊な設計 | 記載なし | 【特殊な設計による使用済燃料貯蔵施設】 第3条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで使用済燃料貯蔵施設を設営することができる。 2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。 【解釈】 なし | 特殊な設計 | 該当なし | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 今回の設工認対象設備には、特殊な設計をしているものはないため。 |
| | | | 申請書関係図面 | 該当なし | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 今回の設工認対象設備には、特殊な設計はないため申請不要であり、関係図書も不要。 |
| | | | | | | | | | | | | | | |

設備リスト

| 事業者可基規則 ／ 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 耐震クラス | 設備 ／ 運用 | 既設 ／ 改正 ／ 新設 | 事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○、×) | 条文要求事項に 対して必須の設 備。適用か (○、－) | 設備の要求事項 の項付基準時 (①、②、③、④、 ⑤、△、□、－) | 機材グループ (①、②-1、②- 2、③、④、⑤) | 既設工事に記載 されているか (○、×) | 要目表作成対象 設備か、 (○、×) | 備 考 |
|-----------------------------|--------------|---|----------------|------|-------|---------------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|--|---------------------------------|----------------------------|--------------------------|-----------------|
| 第一条 ／ 第1条 廃止措置中の維持 | 記載なし | <p>〔廃止措置中の使用済燃料貯蔵施設の維持〕 第四条 法第四十三條の「十七第」項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において適用する法第十二條の六第 三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（燃料貯蔵施設を除く）第十三條の三の「第九」の性能維持施設をいう。）について、この項の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。</p> <p>【解釈】 なし</p> | 廃止措置計画に基づく施設維持 | 該当なし | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 廃止する施設・設備はないため。 |

設備リスト

| 事業許可基準規則 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 耐震クラス | 設備/ 運用 | 既設/ 改造/ 新設 | 事業許可条件六 での作業準備能 力の有無 (○, ×) | 余文要求事項に 対して必要の設 備、運用が (○, ×) | 設備の重要事項 の関係電機等 (◎, ○, △, □, ×) | 燃焼グループ (①, ②, ③, ④) | 既設工認に記載 されているか (○, ×) | 要目表作成対象 設備か (○, ×) | 備考 |
|--|--|--|------------------------|----------------------------------|----------|-----------|------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|------------------------|-----------------------------|--------------------------|---|
| <p>第3条 使用済燃料の臨界防 止 第5条 使用済燃料の臨界防 止</p> | <p>(使用済燃料の臨界防止) 第三条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料が臨界に達するおそれがないものでなければならない。 【解釈】 第3条 (使用済燃料の臨界防止) 1 第3条に規定する「臨界に達するおそれがないもの」とは、以下の設けをいう。 一 使用済燃料貯蔵施設における金属キャスクは出体として、使用済燃料を収納した条件下で、技術的に想定されるいかなる場合でも臨界を防止する設計であること。 二 金属キャスク内部のバスケット（金属キャスク内に収納される使用済燃料を所定の幾何学的配置に維持するための構造物をいう。以下同じ。）が臨界防止機構の一部を構成する場合には、設計前線期間を通じてバスケットの構造健全性が保たれる設計であること。 三 使用済燃料貯蔵施設は、当該施設内における金属キャスク相互の中性子干渉を考慮し、技術的に想定されるいかなる場合でも臨界を防止する対策が等じられていること。 四 臨界評価において、以下の事項を含め、未論及性に有意な影響を与える因子が考慮されていること。 ① 配管の形状 貯蔵エリア内の金属キャスクの配置、バスケットの形状、バスケット格子内の燃料集合体の配置等 において 適切な安全裕度を考慮すること。 金属キャスクが滑動する可能性がある場合には、滑動等による金属キャスクの配置の変化に伴う中性子実効増倍率の増加についても適切に考慮されていること。 事故時にバスケット及び使用済燃料集合体が変形（損傷）する可能性がある場合には、臨界解析においてもこの変形（損傷）が適切に考慮されていること。 ② 中性子吸収材の効果 中性子吸収材の効果に關して、以下の事項等が適切な安全裕度をもって考慮されていること。 a) 製造公差（偏角、不均質性、寸法等） b) 中性子吸収に伴う原子核数密度の減少 ③ 減速材（水）の影響 ④ 燃焼反クレンジット 臨界評価において、使用済燃料の燃焼に伴う反応度低下を考慮すること（をいう。）を採用する場合には、以下の事項を含め、適切な安全裕度を有する設計であることが確認されていること。 a) 燃料集合体の燃焼度及び燃料体積増量にそれぞれ対応する計算精度 b) 貯蔵する燃料集合体の燃焼度等の算定 五 使用済燃料を金属キャスクに収納するに当たっては、臨界評価で考慮した設計についての条件又は範囲を逸脱しないよう必要な措置が講じられること。</p> | <p>(使用済燃料の臨界防止) 第五条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料が臨界に達するおそれがないようにするため、積極的に安全な形状守法にすることその他の適切な措置が講じられたものでなければならない。 【解釈】 なし</p> | <p>金属キャスク単体の臨界防止機能</p> | <p>金属キャスク</p> | <p>S</p> | <p>設備</p> | <p>既設</p> | <p>○</p> | <p>○</p> | <p>◎</p> | <p>①</p> | <p>○</p> | <p>○</p> | <p>金属キャスク単体で使用済燃料が臨界に達するおそれがないようにするため、適合性確認対象設備となる。</p> |
| | | | | <p>金属バスケットの静的な構造健全性の維持機能</p> | <p>S</p> | <p>設備</p> | <p>既設</p> | <p>○</p> | <p>○</p> | <p>◎</p> | <p>①</p> | <p>○</p> | <p>○</p> | <p>金属キャスクを静的に安全な形状守法にすることにより使用済燃料が臨界に達するおそれがないようにするため。</p> |
| | | | | <p>金属キャスク相互の中性子干渉を考慮した臨界防止機能</p> | <p>S</p> | <p>設備</p> | <p>既設</p> | <p>○</p> | <p>○</p> | <p>◎</p> | <p>①</p> | <p>○</p> | <p>○</p> | <p>使用済燃料貯蔵建屋の作業容積最大に収納した条件下で、金属キャスクの配管から継出までの全行程においても、金属キャスクにより使用済燃料が臨界に達するおそれがないようにするため。</p> |
| | | | <p>燃料収納条件の制限措置</p> | <p>金属キャスク</p> | <p>S</p> | <p>運用</p> | <p>既設</p> | <p>○</p> | <p>○</p> | <p>◎</p> | <p>①</p> | <p>×</p> | <p>○</p> | <p>金属キャスクへの燃料収納に対する構造要求のため。</p> |

設備リスト

| 事業許可書別記 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解説 | 技術基準規則及び解説 | 必要な機能等 | 設備等 | 設置クラス | 設備 運用 | 既設 改修 新設 | 事業許可添付六 での必要有無 (○、×) | 条文要求事項に 対して必要の設 備、選別か (○、-) | 設備の受取事項 の要否判定時 (①、②、③、 ④、△、□、-) | 機器グループ (①、②-1、②- 2、③、-1)M2 | 建設工事に関する 記載されているか (○、×) | 従事者作成時 記載か (○、×) | 備考 | |
|--|--|--|--|--|---------------------|----------|----------------|----------------------------|--------------------------------------|--|----------------------------------|-------------------------------|------------------------|---|---|
| 第8条 使用済燃料貯蔵施設 の地盤 第6条 使用済燃料貯蔵施設 の地盤 | <p>〔使用済燃料貯蔵施設の地盤〕 第8条 使用済燃料貯蔵施設は、次条第二項の規定により算定する地盤力（基本的安全機能を確保する上で必要な施設においては、同条第三項の地盤力を含む。）が作用した場合においても当該使用済燃料貯蔵施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>【解説】 第8条（使用済燃料貯蔵施設の地盤） 別記1のとおりとする。 〔別記1〕 第8条（使用済燃料貯蔵施設の地盤） 1 第8条第1項に規定する「使用済燃料貯蔵施設を十分に支持することができる」とは、使用済燃料貯蔵施設について、自重及び稼働時の積載等に加え、本選定第9条2の分類に応じて算定する地盤力（本選定第9条2の「震度3」に相当する地盤力については、第9条第3項に規定する地盤力を含む。）が作用した場合においても、接接地に対する十分な支持機能を有する設計であることをいう。 なお、基本的安全機能を確保する上で必要な施設については、土圧に加え、某種地盤動による地盤力が作用することによって斜面土のずれ等が発生しないことを含め、基準地盤動による地盤力に対する支持機能が確保されていることを確認することができる。</p> | <p>〔使用済燃料貯蔵施設の地盤〕 第8条 使用済燃料貯蔵施設は、次条第二項の規定により算定する地盤力（基本的安全機能を確保する上で必要な施設においては、同条第三項の地盤力を含む。）が作用した場合においても当該使用済燃料貯蔵施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>【解説】 第8条（使用済燃料貯蔵施設の地盤） 別記1のとおりとする。 〔別記1〕 第8条（使用済燃料貯蔵施設の地盤） 2 第8条第2項に規定する「変形した場合においてもその基本的安全機能が損なわれるおそれない地盤に設けなければならない。」 このうち上記の「地盤変形に伴う地盤変動によって生じる支持地盤の獲得及び損失」については、広域的な地盤の隆起又は沈降によって生じるものほか、局部的なものを含む。これらのうち、上記の「局所的なもの」については、支保構造の隆起及び沈降の不安定への影響が大きいおそれがあるため、特に留意が必要である。</p> | <p>変形した場合においても、施設の基本的安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置</p> | <p>作業室気密設備 ・冷却水配</p> <p>モニタリングポイント</p> <p>使用済燃料貯蔵建屋 ・使用済燃料貯蔵建屋</p> <p>常用送電設備 （中継電路から給電が必要な負荷までの母線を含む電路となる範囲）</p> <p>風速計</p> <p>積雪貯蔵タンク （積雪計）</p> <p>動力防犯ホップ</p> <p>消火器 ・粉末（ABC）消火器</p> <p>防火扉構</p> <p>人の不法な侵入等防止設備</p> | C | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 安全機能の直接要求（事業許可書別記第9条第2項の規定により算定する地盤力（基本的安全機能を確保する上で必要な施設においては、第9条第三項の地盤力を含む。）が作用した場合においても使用済燃料貯蔵施設を十分に支持することができる（接接地に対する十分な支持機能を有する。地盤に設けなければならない。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。 |
| | | | | | B (S _B) | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ① | ○ | ○ | 同上 | |
| | | | | | C | 設備 | 改修 | × | - | ◇ | ③ | × | × | 同上 | |
| | | | | | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 | |
| | | | | | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 | |
| | | | | | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 | |
| | | | | | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 | |
| | | | | | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 | |
| | | | | | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ③ | × | × | 同上 | |
| | | | | | B (S _B) | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | ○ | ○ | 安全機能の直接要求（変形した（地盤変形に伴う地盤変動によって生じる支持地盤の損失及び損み並びに地盤発生に伴う建物・構築物等の隆起等、積雪及び積雪するおそれ等との周辺地盤の状況が発生した）場合において、その基本的安全機能が損なわれるおそれない地盤に設けなければならない。）に相当する設備であるため、適合性確認対象設備となる。 | |
| | | | | | B (S _B) | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | ○ | ○ | 安全機能の直接要求（変形が生ずるおそれない地盤（待機活動する可能性のある断層等の隆起がないことを確認した地盤）に設けなければならない。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。 | |
| | | | | | B (S _B) | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | ○ | ○ | 安全機能の直接要求（変形が生ずるおそれない地盤（待機活動する可能性のある断層等の隆起がないことを確認した地盤）に設けなければならない。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。 | |

設備リスト

| 事業許可基準規則 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 耐震クラス | 設備 / 運用 | 既設 / 改修 / 新設 | 事業許可添付六 での主要性能指 標の表記 (○、×) | 条文要求事項に 対して必須の取 組、運用が (○、×) | 設備の要求事項 の関係基準*1 (◎、○1、○2、 ◇、△、□、□-) | 機器グループ (1)、②-1、②- 2、③、④)*2 | 既設工事に記載 されているか (○、×) | 項目作成対象 設備が (○、×) | 備 考 |
|---|---|---|------------------|--|---------------------|---------------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|--|----------------------------------|----------------------------|------------------------|---|
| 第9条 地震による損傷の防 止 / 第7条 地震による損傷の防 止 | 【地震による損傷の防止】 第九条 使用済燃料貯蔵施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。 【解釈】 第九条（地震による損傷の防止） ① 第九条第1項に規定する「地震力に十分に耐える」とは、ある地震力に対して施設全体としておこなわれ得る範囲の設計がなされることをいう。この場合、上記の「操作範囲の設計」とは、施設を弾性体とみなして応力解析を行い、施設各部の応力を許容限界以下に留めることをいう。また、この場合、上記の「許容限界」とは、必ずしも厳格な弾性限界ではなく、局部的に弾性限界を超える場合を容認しつつも施設全体としておこなわれ得る範囲に留まり得ることをいう。 ② 第九条第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、使用済燃料貯蔵施設の耐震設計に当たっては、以下の方針によること。 一 基本的安全機能を確保する上で必要な施設（使用済燃料貯蔵罐本体に限る。） ③ 「共同発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の広域に関する規則の解釈」（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））（以下「実用伊設置許可基準解釈」という。）第4条第3のイを準用すること。 貯蔵時に金属キヤスクを泳等に固定しない場合は、上記の規定にかかわらず、金属キヤスクは、地震力による振動等によって作用する衝撃力等に対して、おこなわれ得る範囲に留まる範囲で耐えること。 二 基本的安全機能を確保する上で必要な施設（使用済燃料貯蔵罐本体、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）及びその他の安全機能を有する施設 ④ 実用伊設置許可基準解釈第4条第3のニ又はニを準用すること。 | 【地震による損傷の防止】 第七条 使用済燃料貯蔵施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第九条第②項の規定により算定する地震力をいう。）による損傷により公眾に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。 | Sクラス施設に属する施設の耐震性 | 金属キヤスク | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | ○ | ○ | 金属キヤスクは基本的安全機能を有する設備であるため、Sクラスの耐震性が必要な機能となる。 |
| | | | | 貯蔵架台 | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | 貯蔵架台は基本的安全機能を有する設備である金属キヤスクの直接支持構造物であるため、Sクラスの耐震性が必要な機能となる。 |
| | | | | 使用済燃料貯蔵罐壁 ・使用済燃料貯蔵罐壁 ・溶融ケース ・溶融扉 | H (S ₃) | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | ○ | ○ | 事業許可基準解釈より基本的安全機能を確保する上で必要な施設に分類されBクラス施設に属するため、Bクラスの耐震性が必要な機能となる。また基本的安全機能の一部を担っているため基礎地震動S ₃ 以上の地震力に対して、基本的安全機能を損なわない設計とする。 |
| | | | | Bクラス施設に属する施設の耐震性 | B (S ₃) | 設備 | 改修 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | 事業許可基準解釈より基本的安全機能を確保する上で必要な施設に分類されBクラス施設に属するため、Bクラスの耐震性が必要な機能となる。また金属キヤスクの溶融、取付、衝突を防止する機能を有するため基礎地震動S ₃ による地震力に対して、基本的安全機能を損なわない設計とする。 |
| | | | | 搬送台車 | H (S ₃) | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | 事業許可基準解釈より基本的安全機能を確保する上で必要な施設に分類されBクラス施設に属するため、Bクラスの耐震性が必要な機能となる。また金属キヤスクの転倒、衝突を防止する機能を有するため基礎地震動S ₃ による地震力に対して、基本的安全機能を損なわない設計とする。 |
| | | | | 位置架台 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 事業許可基準解釈よりその他の安全機能を有する施設に分類されCクラス施設に属するため、Cクラスの耐震性が必要な機能となる。 |
| | | | | たて起こし架台 ・たて起こし架台 ・衝撃吸収材 | C、- | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 検査架台 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 圧縮空気供給設備 ・空気圧縮機 ・空気貯槽 ・安全弁 ・空気除塵装置 ・除油装置 前置フィルタ ・除沫装置 後置フィルタ ・手配弁 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 冷却水系統 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | △ | ③ | × | × | 空気圧縮機の修理等として関連する設備に該当する。 |
| | | | | 縦向き力検出器 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 事業許可基準解釈よりその他の安全機能を有する施設に分類されCクラス施設に属するため、Cクラスの耐震性が必要な機能となる。 |
| | | | | 両向き力検出器 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |

設備リスト

| 事業許可基準規則 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 耐震クラス | 設備 / 運用 | 既設 / 改 造 / 新 設 | 事業許可添付六 での主要性能指 標の有無 (○, ×) | 条文要求事項に 対して必須の取 組、適用が (○, -) | 設備の要求事項 の照合基準*1 (○, △, □, ×, ◇, △, □, -) | 機器グループ (1), (2)-1, (2)- 2, (3), (4)*2 | 既設工事に記載 されているか (○, ×) | 項目表作成対象 設備か (○, ×) | 備 考 |
|--------------------|---|------------|------------------|--|-------|------------|----------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|---|---|-----------------------------|--------------------------|--|
| | 2 前述の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用済燃料貯蔵施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。 【解釈】 2 第9条 第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある使用済燃料貯蔵施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある使用済燃料貯蔵施設の安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜土の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設が安全機能が喪失した場合の設備の相対的な程度をいう。使用済燃料貯蔵施設は、その程度に応じて、以下のように分類するものとする。 基本的安全機能を確保する上で必要な施設 基本的安全機能を有する施設及びその機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがある施設をいい、少なくとも次の施設を含む。 ① 使用済燃料貯蔵設備本体（金属キャスク等） ② 使用済燃料の入れ換え（その機能喪失により、金属キャスクが有する基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかであるものを除く。） ③ 津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）及び浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。） ④ 敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。） ⑤ その他の安全機能を有する施設 ⑥ 安全機能を有する施設のうち、上記一に属する施設以外の施設をいう。 4 第9条 第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、実用が設置許可基準解釈第4条4の方法を準用すること。この場合において、実用が設置許可基準解釈第4条4の二の方法で用いる地震係数C1に代る係数は、使用済燃料貯蔵設備本体については、0、実用が設置許可基準解釈第4条4の二の方法で用いる地震増せん断力係数C1に代る係数は、使用済燃料貯蔵設備本体については、3、0、その他の施設については、1、5又は1、0とすること。 | | Cクラス施設に属する施設の耐震性 | 放射線監視装置 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 表示・警報装置（記録含む） | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | - | ③ | ○ | × | 同上 |
| | | | | 代替計測用計測器 ・圧力検出器（震間圧力の代替計測用） ・非接触式可変型風速計（表面温度の代替計測用） ・濃度検出器（給排気量風の代替計測用） | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ⑤ | × | × | 同上 |
| | | | | 廃棄物貯蔵庫 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | エリアモニタリング設備 ・ガシムモニタリング ・中継器モニタリング | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 周辺広域区域境界付近固定モニタリング設備 ・モニタリングポスト（ガシムモニタ（低レンジ）、ガシムモニタ（高レンジ）、中性子線モニタ） ・モニタリングポイント ・積算積算計 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 放射線サーベイ機器 ・GM管サーベイメータ ・電離箱サーベイメータ（代替計測にも使用） ・シンチレーションサーベイメータ（代替計測にも使用） ・中継器サーベイメータ（代替計測にも使用） ・ガスモニタ | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ◇ | ③ | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 出入管理設備（チェックポイント） | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ◇ | ⑤ | × | × | 同上 |
| | | | | 個人管理用測定設備（個人線量計） | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ◇ | ③ | × | × | 同上 |
| | | | | 常用電源設備 （予備電源から給電が必要な負荷までの母線を含む回路となる回路） | C | 設備 | 改造 | × | ○ | ◇ | ⑤ | × | × | 同上 |
| | | | | 無停電電源装置 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 電源車 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 共用無停電電源装置 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 揮発油貯蔵タンク（地下式） | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 通信連絡設備 ・社内電話設備 ・法外電話 ・警報装置 ・放送設備 ・緊急通報電話 ・加入電話設備 | C | 設備 | 改造 | × | ○ | ◇ | ③ | × | × | 同上 |
| | | | | 避難設備 ・安全避難用扉 | C | 設備 | 改造 | × | ○ | ◇ | ⑤ | × | × | 同上 |
| | | | | 避難通路 ○誘導灯 ・避難誘導灯 ・避難口誘導灯 ・保安灯 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ③ | × | × | 同上 |
| | | | | 消防用設備 ○消火設備 ・動力消防ポンプ | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 消防用設備 ○消火設備 ○消火架 ・粉末（ABC）消火器 ・手提式水筒 ・化学泡消火器 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 事業許可基準解釈よりその他の安全機能を有する施設に分類されCクラスの施設に属するため、Cクラスの施設が必要な機能となる。 |
| | | | | 消防用設備 ○消火設備 ・貯水槽 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 消防用設備 ○火災感知設備 ・光電式分離型感知器 ・差動式スポット型感知器 ・常点検スポット型感知器 ・火災受信機 ・表示機 | C | 設備 | 改造 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 消防用設備 ○火災区域構造物及び火災区域構造物 ・防火シャッター ・防火扉 ・コンクリート壁 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 消防用設備 ○地震設備 ・通報設備（棟上増設） | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 人の不法な侵入等防止設備 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ③ | × | × | 同上 |

設備リスト

| 事業許可基準規則 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 耐震クラス | 設備 / 運用 | 既設 / 改造 / 新設 | 事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×) | 条文要求事項に 対して必要の取 組、運用が (○, ×) | 設備の要求事項 の照会基準+1 (※, ○1, ○2, ◇, △, □, □-) | 機器グループ (1), (2)-1, (2)- 2, (3), (4)+2 | 既設工事に記載 されているか (○, ×) | 運用作成対象 設備か (○, ×) | 備 考 | |
|--------------------|--------------|------------|-------------------|---|-------|---------------|--------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|---|---|-----------------------------|-------------------------|---|----|
| | | | | 廃棄物貯蔵室 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | - | ②-2 | ○ | ○ | 同上 | |
| | | | | エアモニタリング設備 ・ガンマ線エアモニタ ・中性子線エアモニタ | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | △ | ②-2 | ○ | ○ | 事業許可基準解釈よりその他の安全機能を有する施設に分類されCクラス施設に属するため、上位クラスのうち基本的安全機能を有する設備である金属キヤスク及び基本的安全機能の一部を担っている使用済燃料貯蔵施設への波及的影響のおそれのない設計とする なお、当該施設のうち中性子線エアモニタについては波及的影響のおそれのある設備であり、地震時の金属キヤスクへの波及的影響について評価を行う。 | |
| | | | | 周辺保護区域境界付近固定モニタリング設備 ・モニタリングポスト（ガンマ線検出器（高レンジ）、ガンマ線検出器（低レンジ）、中性子線検出器） ・モニタリングポイント | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | - | ②-2 | ○ | ○ | 事業許可基準解釈よりその他の安全機能を有する施設に分類されCクラス施設に属するため、上位クラスのうち基本的安全機能を有する設備である金属キヤスク及び基本的安全機能の一部を担っている使用済燃料貯蔵施設への波及的影響のおそれのない設計とする なお、当該施設については波及的影響のおそれのない施設である。 | |
| | | | | 放射線サーベイ機器 ・GM管サーベイメータ ・電離計サーベイメータ（代替計測にも使用） ・闪烁シンチレーションサーベイメータ（代替計測にも使用） ・中性子線サーベイメータ（代替計測にも使用） ・ガスモニタ | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | - | ③ | ○ | ○ | ○ | 同上 |
| | | | 基本的安全機能への波及的影響の防止 | 出入管理設備（チェックポイント） | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | - | ③ | × | × | 事業許可基準解釈よりその他の安全機能を有する施設に分類されCクラス施設に属するため、上位クラスのうち基本的安全機能を有する設備である金属キヤスク及び基本的安全機能の一部を担っている使用済燃料貯蔵施設への波及的影響のおそれのない設計とする なお、当該施設については波及的影響のおそれのない施設である。 | |
| | | | | 個人管理用測定設備（個人線量計） | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | - | ③ | × | × | 同上 | |
| | | | | 共用電源設備 （予備電源から給電が必要な負荷までの母線を含む電路となる範囲） | C | 設備 | 改造 | × | ○ | - | ③ | × | × | 同上 | |
| | | | | 無停電電源装置 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | - | ②-2 | ○ | ○ | 同上 | |
| | | | | 電源車 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | - | ②-2 | × | ○ | 同上 | |
| | | | | 共用無停電電源装置 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | - | ②-2 | × | ○ | 同上 | |
| | | | | 軽油貯蔵タンク（地下式） | C | 設備 | 新設 | × | ○ | - | ②-2 | × | ○ | 同上 | |

設備リスト

| 事業許可基準規則 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 耐震クラス | 設備 / 運用 | 既設 / 改修 / 新設 | 事業許可添付六 での主要な設備 記載の有無 (○、×) | 条文要求事項に 対して必要の取 組、運用が (○、×) | 設備の要求事項 の関係基準+1 (○、△、□、 ◇、△、□、 →) | 機器グループ (1)、(2)=1、(2) →2、(3)、(4)=2 | 既設工事に記載 されているか (○、×) | 運用要件対象 設備か (○、×) | 備 考 |
|--------------------|---|--|--------|--|---------------------|---------------|----------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---|---|----------------------------|--|---|
| | | | | 通信設備 ・社内電話設備 ・送受機器 ・警報装置 ・緊急通報電話 ・無線連絡設備 ・加入電話設備 | C | 設備 | 送受機器は新 設 それ以外は既 設 | × | ○ | - | ④ | × | × | 同上 |
| | | | | 避難通路 ・安全避難用扉 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | - | ④ | × | × | 同上 |
| | | | | 避難通路 ○誘導灯 ・避難誘導灯 ・避難口誘導灯 ・安全灯 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | - | ④ | × | × | 同上 |
| | | | | 消防用設備 ○消火設備 ・動力消防ポンプ | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | - | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 消防用設備 ○消火設備 ○消火器 ・粉末 (ABC) 消火器 ・大型粉末消火器 ・化学泡消火器 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | - | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 消防用設備 ○消火設備 ・防火水槽 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | - | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 消防用設備 ○火災感知設備 ・光電式光線型感知器 ・光電式スポット型感知器 ・運動式スポット型感知器 ・火災受信機 ・表示機 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | - | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 消防用設備 ○火災区域格納物及び火災区画格納物 ・防火シャッター ・防火扉 ・コンクリート壁 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | △ | ②-2 | ○ | ○ | 事業許可基準解釈よりその他の安 全機能を有する施設に分類され たクラス施設に属するため、1位ク ラスのうち基本的な安全機能を有す る原形である遮断システム及び基 本的な安全機能の 一部を有する 使用済燃料貯蔵施設への波及的影 響のおそれのない設計とする なお、当該施設のうち防火シャッ タについては波及的影響のおそれ のある設備であり、遮断時の金属 システムへの波及的影響について 評価を行う。 |
| | | | | 消防用設備 ○避難設備 ・避難設備 (兼上層体) | C | 設備 | 既設 | × | ○ | - | ②-2 | ○ | ○ | 事業許可基準解釈よりその他の安 全機能を有する施設に分類され たクラス施設に属するため、1位ク ラスのうち基本的な安全機能を有す る設備である歩行システム及び基 本的な安全機能の 一部を有する 使用済燃料貯蔵施設への波及的影 響のおそれのない設計とする なお、当該施設については波及的 影響のおそれのない直設である。 |
| | | | | 人の不法な侵入等防止設備 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | - | ④ | × | × | 同上 |
| | 4 使用済燃料貯蔵施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して基本的な安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 【解釈】 8 第9条 第4項は、基本的な安全機能を確保する上で必要な直設の周辺斜面について、素直地震動による地震力を作用させた安定解析を行い、崩壊のおそれがないことを確認するとともに、崩壊のおそれがある場合には、当該部分の除去及び敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講じることにより、基本的な安全機能を確保する上で必要な直設に影響を及ぼすことがないようにすること。 一 安定性の評価対象としては、基本的な安全機能を確保する上で必要な直設が内包された 建屋等に影響を及ぼすおそれのある斜面とすること。 二 地質・地盤の構造、地盤強度区分、液状化の可能性及び地下水の影響等を考慮して、すべり安全率等により評価すること。 三 評価に用いる地盤モデル、地盤パラメータ及び地震力の設定等は、基礎地盤の支持性能の評価に準じて行うこと。特に地下水の影響に留意すること。 | 3 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第9条第3項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその基本的な安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 【解釈】 なし | | 使用済燃料貯蔵庫 | B (S _B) | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ① | ○ | ○ | 安全機能の直設要求 (地震の発生 によって生ずるおそれがある斜面 の崩壊に対して基本的な安全機能が 損なわれるおそれがない) に対応 する設備であるため、適合性確認 対象設備となる。 | |

設備リスト

| 事業許可基準規則 ／ 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 制震クラス | 設備 ／ 運用 | 既設 ／ 改造 ／ 新設 | 事業許可添付六 での主要仕様の 載の有無 (○、×) | 条文要求事項に 対して必須の設 備、運用が (○、×) | 設備の要求事項 の同種基準時 (○、○1、○2、 ○3、△、□、×) | 機内グループ (○1、○2-1、○2- 2、○3、×、×2) | 既設工事に記録 されているか (○、×) | 要目作成対象 設備か (○、×) | 備考 |
|-------------------------|--|--|---|--|-------|---------------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|---|--------------------------------------|----------------------------|------------------------|--|
| 第10条 津波による損傷の防 止 | 【津波による損傷の防止】 第10条 使用済燃料貯蔵施設は、その使用中に当該使用済燃料貯蔵施設 に入きな影響を及ぼすおそれがある津波に対しては、基本的な安全機能が損 なれるおそれがないものでなければならない。 | 【津波による損傷の防止】 第10条 使用済燃料貯蔵施設は、その使用中に当該使用済燃料貯蔵施設 に入きな影響を及ぼすおそれがある津波に対しては、基本的な安全機能が損 なれるおそれがないものでなければならない。 | 津波に対して基本的な安全機能が損 なれるおそれがない機能 | 津波防護基本方針の対象とする設備 ・金属キヤスタ | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | × | ○ | |
| 第8条 津波による損傷の防 止 | 【制震】 第10条 (津波による損傷の防止) 別記2のとおりとする。 (別記2) 第10条 【津波による損傷の防止】 1 第10条に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがある津波」(以 下「基準津波」という。)は、共用炉設置許可基準解釈第5条1及び2 を準用して決定すること。 2 第10条の「基本的な安全機能が損なわれるおそれがないものでな ければならない」を満たすために、基準津波に対する使用済燃料貯蔵施設 の設計に当たっては、以下の方針によること。(津波防護施設、海水防 止設備及び津波監視設備を除く。)は、基準津波による地上段が到達し ない十分な余裕を有し、建物の終局耐力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物の終局耐力に 対して必要な安全余裕を有していること。ただし、当該建物が損傷した場合において、次の事項を満足する場合は、この限りでない。 a) 金属キヤスタが有する基本的な安全機能が損なわれるおそれがないこと。 b) 適切な復旧手段及び復旧期間において、損傷を受けた貯蔵罐面の遮蔽機能及び除熱機能が回復可能であること。 c) 上記の復旧期間において、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないこと。 | 【解釈】 なし | 津波防護基本方針の対象とする設備 ・貯蔵罐面 | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | × | ○ | | |
| | | | 津波防護基本方針の対象とする設備 ・使用済燃料貯蔵罐面貯蔵区域(貯蔵区域の遮蔽部を除 く。) | B (S _B) | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | ① | × | ○ | |
| | | | ・仮想的な規模津波の想定 | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | - | × | × | |
| | | | 津波防護基本方針の対象とする設備に対して影響を及ぼ すおそれのある設備 ・取撤装置 ・立てこし架台 ・検査架台 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | △ | ②-2 | ②-2 | × | ○ | ・仮想的な規模津波の威力を受けても、実在の 構造物が維持されていることを確認する。 |
| | | | ・基礎の評価 | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | - | × | × | ・評価対象：取撤装置、立てこし架台、検査架台 |
| | | | 津波発生後の対応 | 浸水を想定した活動に必要な設備 ・電気設備 (様式-2 第20条予備電源/第28条予備電源 参照) ^{※1} | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | × | × | ・仮想的な規模津波による浸水範囲を考慮した 措置を採る。 |
| | | | | 浸水を想定した活動に必要な設備 ・計測設備 (様式-2 第17条計測制御系設置/第17条計測制御系設置 参照) ^{※1} | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | × | × | ・仮想的な規模津波による浸水範囲を考慮した 措置を採る。 |
| | | | | 浸水を想定した活動に必要な設備 ・放射線監視設備 (様式-2 第19条放射線管理監視/第18条放射線管理監視 参照) ^{※1} | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | × | × | ・仮想的な規模津波による浸水範囲を考慮した 措置を採る。 |
| | | | | 浸水を想定した活動に必要な設備 ・通信連絡設備 (様式-2 第21条通信連絡設備等/第24条通信連絡設備等 参照) ^{※1} | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | × | × | ・仮想的な規模津波による浸水範囲を考慮した 措置を採る。 |
| | | | ・仮想的な規模津波による浸水範囲の評価 | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | - | × | × | ・評価対象：電気設備、計測設備、放射線監視設備、通信連絡設備 |
| | | | ・使用済燃料貯蔵施設の浸水を想定した活動に必要な対 策や体制 | - | 運用 | - | × | ○ | - | - | - | × | × | |
| | | | 津波に対して基本的な安全機能が損 なれるおそれがない機能 | ・大層係数の設定 ・津波伝送物の運送 | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | × | × | |
| | | | ・耐性評価 | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | - | × | × | ・評価対象：使用済燃料貯蔵罐面貯蔵区域 |
| | | | ・落下物の落下(天井クレーン及び天井スラブ) ・新設車道の指定 ・津波電力の設定 | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | - | × | × | |
| | | | ・閉じ込め機能評価 | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | - | × | × | ・評価対象：金属キヤスタ |
| | | | ・支持機能評価 | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | - | × | × | ・評価対象：貯蔵架台 |

関連条文^{※2}

事業許可基準規則の解説

第12条 (安全機能を有する重機)

1 第12条に規定する「安全機能を有しないもの」とは、当該使用済燃料貯蔵施設以外の原子力施設との間、又は当該使用済燃料貯蔵施設内で実用するものについて、その機能、構造等から判断して、実用によって当該使用済燃料貯蔵施設の安全性に支障を及ぼさないものをいう。

2 第2項に規定する「当該重機の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるもの」とは、以下の設計をいう。

一 設計耐震期間を通じて、金属キヤスタの基本的な安全機能を確保するための検査及び試験並びに同機能を維持するために必要な保守及び修理ができるようになっていること。また、金属キヤスタを当該使用済燃料貯蔵施設外へ搬出するために必要な確認ができるようになっていること。

二 金属キヤスタ取撤装置(使用済燃料貯蔵施設内において金属キヤスタの移送等の取扱いに供される設備のことをいう。以下同じ)は、動作中に金属キヤスタの基本的な安全機能を損なうことがないよう、必要な検査、修理等ができるようになっていること。

第9条 (地震による損傷の防止) 別記2 (技術)

6 第9条第3項に規定する「基本的な安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを満たすために、基準津波面に対する使用済燃料貯蔵施設設計に当たっては、以下の方針によること。

一 基本的な安全機能を確保する上で必要な設計のうち、二以外のもの

③ 貯蔵罐面を設置する場合には、常に作用している荷重及び金属キヤスタの受入れ荷重に作用する荷重と基準地震面による地震力との組合せに対して、当該建物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物の終局耐力に
対して必要な安全余裕を有していること。ただし、当該建物が損傷した場合において、次の事項を満足する場合は、この限りでない。

a) 金属キヤスタが有する基本的な安全機能が損なわれるおそれがないこと。

b) 適切な復旧手段及び復旧期間において、損傷を受けた貯蔵罐面の遮蔽機能及び除熱機能が回復可能であること。

c) 上記の復旧期間において、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないこと。

※1：対象設備は参照先である各条文の備考に「浸水を想定した活動に必要な設備」と記載。

※2：関連条文との整合性については、補足説明資料にて説明。

設備リスト

| 事業許可申請範囲 / 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 階層クラス | 設備 / 運用 | 改設 / 改造 / 新設 | 非常変更許可申請 補遺添付六つの 主要化確認記載の 有無 (○、×) | 条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○、×) | 設備の認定申請 が前提条件か (○、○1、○2、 ○3、○4、○5、○6、 ○7、○8、○9、○10、 ○11、○12、○13、 ○14、○15) | 施設グループ (1)に2-1、2-2、 2-3、2-4 | 既設工事に記載 されているか (○、×) | 要目表作成対象 設備か (○、×) | 備考 |
|----------------------|--------------|------------|---|--|---------------------|------------|--------------------|---|--------------------------------------|---|-----------------------------------|----------------------------|-------------------------|--|
| | | | 装置による影響に対して基本的な安全機能が損なわれるおそれがない機能 | (種上-操作 (警告設備)) | C | 設備 | 新設 | - | ○ | △ | 2-2 | × | - | 安全機能の直接要求 (警告により、基本的な安全機能を損なわないこと。) に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。 |
| | | | 火災の影響 (降下火砕物) 及び積雪、風 (台風) との重畳による影響に対して基本的な安全機能が損なわれるおそれがない機能 | (金属キヤスタ (許容許台含む)) | S | 設備 | 既設 | ○ | - | ○1 | ① | × | ○ | 安全機能の直接要求 (火山の影響 (降下火砕物) 及び積雪、風 (台風) との重畳に対し、基本的な安全機能を損なわないこと。) を考慮する設備であるため、適合性確認対象設備となるが、設置計画の観点からは、別途となる貯蔵施設外に貯蔵することの影響がない。 |
| | | | | (使用済燃料貯蔵施設 (貯蔵ケース) (選炭庫)) | B (S ₂) | 設備 | 既設 | ○ | - | ○1 | ① | × | ○ | 安全機能の直接要求 (火山の影響 (降下火砕物) により、基本的な安全機能を損なわないこと。積雪、風 (台風) 及び火山の影響 (降下火砕物) の重畳を考慮して、使用済燃料貯蔵施設の基本的な安全機能を損なわないこと。) に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。 |
| | | | | ・降下火砕物の除灰 (点検、除灰 (除雪)) | - | 運用 | - | - | - | - | - | - | - | 降下火砕物の除灰機、点検及び除灰の対応を適切に実施するため、以下に緊急事態及び運用 (除灰) を定める。 (1) 節読施設への影響を確認するための点検を実施する。 (2) 点検によって降下火砕物の付着が確認された箇所において、まず上層の火砕物の分別を行うとともに、除灰を実施する。 (3) 降下火砕物の付着が積雪により貯蔵施設内の積雪設計で想定した状態を形成することがないよう、貯蔵庫内に堆積した降下火砕物及び積雪の除去を実施する。 ・火山碎屑物のモニタリングの観測、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家及び火山活動評価委員の助言を踏まえ、最新の科学的知見に基づいて可能な限りの対応を行うこととする。主な対応方針を以下に示す。 (1) 火山活動のモニタリング強化 (2) 使用済燃料を収めた金属キヤスタの納入停止 (3) 使用済燃料を収めた金属キヤスタの搬出 |
| | | | 外部火災に対して基本的な安全機能が損なわれるおそれがない機能 | 外部非常員避難施設 ・使用済燃料貯蔵施設 | B (S ₂) | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | × | ○ | |
| | | | | 外部非常員避難施設 ・金属キヤスタ (許容許台含む) | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | × | ○ | |
| | | | | 森林火災の想定 防火物障の設置 | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | × | × | |
| | | | | 危険距離評価、熱影響評価 (森林火災) | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | × | × | ・評価対象：使用済燃料貯蔵施設、金属キヤスタ (貯蔵架台含む) |
| | | | | 防火帯 | - | 運用 | 新設 | × | ○ | - | - | × | × | |
| | | | | 貯蔵庫が敷地内に設置する危険物貯蔵設備の火災の想定 評価対象範囲、評価条件 | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | × | × | |
| | | | | 熱影響評価 (敷地内危険物貯蔵設備の火災) | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | × | × | ・評価対象：使用済燃料貯蔵施設、金属キヤスタ (貯蔵架台含む) |
| | | | | 貯蔵庫周辺の想定 航空機墜落による火災の想定 評価対象範囲、評価条件 | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | × | × | |
| | | | | 熱影響評価 (航空機墜落による火災) | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | × | × | ・評価対象：使用済燃料貯蔵施設、金属キヤスタ (貯蔵架台含む) |
| | | | | 敷地内危険物貯蔵設備の火災と航空機墜落による火災の想定 評価対象範囲、評価条件 | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | × | × | |
| | | | | 熱影響評価 (敷地内危険物貯蔵設備の火災と航空機墜落による火災の想定) | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | × | × | ・評価対象：使用済燃料貯蔵施設 |
| | | | | 危険距離評価 (敷地外危険物貯蔵施設の火災) | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | × | × | ・評価対象：使用済燃料貯蔵施設 |
| | | | | 高圧ガス貯蔵設備の構造の想定 評価対象範囲、評価条件 | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | × | × | |
| | | | | 危険距離評価 (高圧ガス貯蔵施設の爆発) | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | × | × | ・評価対象：使用済燃料貯蔵施設 |
| | | | | ばい煙の影響評価 | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | × | × | |
| | | | | 蒸気の影響評価 | - | 評価条件 | - | × | ○ | - | - | × | × | |

設備リスト

| 事業許可基準規則 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 阻害クラス | 設備 ／ 運用 | 既設 ／ 改造 ／ 新設 | 事業許可添付六 での主要な機能 載の有無 (○、×) | 条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○、×) | 設備の受取事項 の基体整理時 (◎、○)；◎②、 ◎①、△、□、－) | 機器グループ (①)；◎①、◎② ①、②、◎、－)※ | 既設工事に記載 されているか (○、×) | 竣工検査対象 設備か (○、×) | 備考 |
|---|--|--|---------------|---------------|-------|---------------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|---|----------------------------------|----------------------------|------------------------|--|
| 第12条 使用済燃料貯蔵施設 への人の不法な侵入等の防止 ／ 第10条 使用済燃料貯蔵施設 への人の不法な侵入等の防止 | <p>【使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止】</p> <p>第12条 事業所には、使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入、使用済燃料貯蔵施設に不正に可燃物又は易燃物を積む者その他の他人に危害を及ぼす、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が積込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>【解釈】</p> <p>第12条（使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止）</p> <p>1 第12条に規定する「使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入、使用済燃料貯蔵施設に不正に可燃物又は易燃物を積む者その他の他人に危害を及ぼす、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が積込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」とは、敷地内の人による移動物の不法な移動、又は防壁破壊行為、扉開閉等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバー攻撃が含まれる。</p> <p>2 第12条に規定する「防止するための設備を設けなければならない」とは、例えば、人がみだりに管理区域に立ち入らないように錠、扉、扉その他の人の侵入を防止するための設備を設けることをいう。</p> | <p>第12条、使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所（以下単に「事業所」という。）は、使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入、使用済燃料貯蔵施設に不正に可燃物又は易燃物を積む者その他の他人に危害を及ぼす、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が積込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>【解釈】</p> <p>なし。</p> | 人の不法な侵入等の防止措置 | 人の不法な侵入等の防止設備 | — | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | 具体的な設備名については、補助欄上の観点から記載できない。 |
| | | | 不正アクセス行為の防止措置 | — | — | 運用 | — | — | ○ | — | — | — | — | ※物質防壁に関する情報システムは外部と接続せず、外部からの不正アクセスを遮断することができる運用とするため要求を併たす。 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

設備リスト

| 事業許可基準規則 / 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 設置クラス | 設備 / 運用 | 既設 / 改造 / 新設 | 事業許可添付六 での主要(白線記 号の有無 (○, ×)) | 条文要求事項に 対して必要の設 備の有無 (○, -) | 設備の要求事項 の要否判定 (○, △, □, -) | 機器グループ (①, ②-1, ②- 2, ③, -1)等 | 建設工事に関する 記されているか (○, ×) | 従目表作成時 設備か (○, ×) | 備考 | |
|--|---|--|--|--|---------------------|------------|--------------------|--|--------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|--|--|--|
| 火災等による損傷の 防止 / 第12条 火災等による損傷の 防止 | 【火災等による損傷の防止】 第七七条 使用済燃料貯蔵施設は、火災又は爆発により当該使用済燃料貯蔵施設の 基本的安全機能が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わ せた措置を講じなければならない。 一 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。 【解釈】 一 第七七条の規定の適用に当たっては、以下の措置を適切に組み合わせたも のであること。 二 使用済燃料貯蔵施設は、火災及び爆発の拡大を防止するために、火災及 び爆発を検知するための設備、警報 設備、消火設備等が設けられている とともに、火災及び爆発の発生による影響低減のための措置を講じた設 計であること。 | 【火災等による損傷の防止】 第十二条 使用済燃料貯蔵施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当 該使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれないよう、次に掲 げる措置を講じなければならない。 一 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。 【解釈】 一 前条の規定の適用に当たっては、以下の措置を適切に組み合わせたも のであること。 二 前条の規定の適用に当たっては、以下の措置を適切に組み合わせたも のであること。 | 火災及び爆発の感知及び消火 (火災感知設備 (感煙等による基 本的な安全機能への支障なし)) | 火災感知設備 (自動火災報知設備) ・感煙式検知器 ・光電式スポット型感知器 ・熱線式スポット型感知器 ・火災受信機 ・表示機 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 安全機能の直接要求 (火災又は爆発の影響を 受けることにより基本的安全機能が損なわれ るおそれがある場合において、警報設備が設 置されたものでなければならない。警報設備 は、その故障、損壊又は異常な作動により使 用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を 及ぼすおそれがないものでなければならない。) に対応する設備であるため、適合性確 認対象設備となる。 | |
| | | 動力消防ポンプ | 火災及び爆発の感知及び消火 (消火設備 (感煙等による基本的 安全機能への支障なし)) | 動力消防ポンプ | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 安全機能の直接要求 (火災又は爆発の影響を 受けることにより基本的安全機能が損なわれ るおそれがある場合において、消火設備が設 置されたものでなければならない。消火設備 は、その故障、損壊又は異常な作動により使 用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を 及ぼすおそれがないものでなければならない。) に対応する設備であるため、適合性確 認対象設備となる。 | |
| | | 消火器 (使用済燃料貯蔵施設内) ・粉末 (ABC) 消火器 ・水型消火器 ・化学泡消火器 | 火災及び爆発の感知及び消火 (消火設備 (感煙等による基本的 安全機能への支障なし)) | 消火器 (使用済燃料貯蔵施設内) ・粉末 (ABC) 消火器 ・水型消火器 ・化学泡消火器 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 安全機能の直接要求 (火災又は爆発の影響を 受けることにより基本的安全機能が損なわれ るおそれがある場合において、消火設備が設 置されたものでなければならない。消火設備 は、その故障、損壊又は異常な作動により使 用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を 及ぼすおそれがないものでなければならない。) に対応する設備であるため、適合性確 認対象設備となる。 |
| | | 防火水栓 | 火災及び爆発の感知及び消火 (消火設備 (感煙等による基本的 安全機能への支障なし)) | 防火水栓 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ○2 | ②-2 | × | ○ | 安全機能の直接要求 (火災又は爆発の影響を 受けることにより基本的安全機能が損なわれ るおそれがある場合において、消火設備が設 置されたものでなければならない。消火設備 は、その故障、損壊又は異常な作動により使 用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を 及ぼすおそれがないものでなければならない。) に対応する設備であるため、適合性確 認対象設備となる。 |
| | | 自動消防隊 | 火災及び爆発の感知及び消火 (消火設備 (感煙等による基本的 安全機能への支障なし)) | 自動消防隊 | - | 運用 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 火災等による損傷の防止 / 第12条 火災等による損傷の防止 | 【火災等による損傷の防止】 第七七条 使用済燃料貯蔵施設は、火災又は爆発により当該使用済燃料貯蔵施設の 基本的安全機能が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わ せた措置を講じなければならない。 一 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。 【解釈】 一 第七七条の規定の適用に当たっては、以下の措置を適切に組み合わせたも のであること。 二 使用済燃料貯蔵施設は、火災及び爆発の拡大を防止するために、火災及 び爆発を検知するための設備、警報 設備、消火設備等が設けられてい るとともに、火災及び爆発の発生による影響低減のための措置を講じた設 計であること。 | 【火災等による損傷の防止】 第十二条 使用済燃料貯蔵施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当 該使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれないよう、次に掲 げる措置を講じなければならない。 一 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。 【解釈】 一 前条の規定の適用に当たっては、以下の措置を適切に組み合わせたも のであること。 二 前条の規定の適用に当たっては、以下の措置を適切に組み合わせたも のであること。 | 火災及び爆発の感知及び消火 (防火器その他の適切な防護装置) 防炎部 | 防火シャッター | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 安全機能の直接要求 (必要に応じて防火壁の 設置を求められる防炎部が設けられたも のでなければならない。) に対応する設備 であるため、適合性確認対象設備となる。 | |
| | | 防炎部 | 火災及び爆発の感知及び消火 (防火器その他の適切な防護装置) 防炎部 | 防炎部 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 安全機能の直接要求 (必要に応じて防火壁の 設置を求められる防炎部が設けられたも のでなければならない。) に対応する設備 であるため、適合性確認対象設備となる。 | |
| | | コンクリート壁 | 火災及び爆発の感知及び消火 (防火器その他の適切な防護装置) 防炎部 | コンクリート壁 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 | |
| 火災等による損傷の防止 / 第12条 火災等による損傷の防止 | 【火災等による損傷の防止】 第七七条 使用済燃料貯蔵施設は、火災又は爆発により当該使用済燃料貯蔵施設の 基本的安全機能が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わ せた措置を講じなければならない。 一 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。 【解釈】 一 第七七条の規定の適用に当たっては、以下の措置を適切に組み合わせたも のであること。 二 使用済燃料貯蔵施設は、火災及び爆発の拡大を防止するために、火災及 び爆発を検知するための設備、警報 設備、消火設備等が設けられてい るとともに、火災及び爆発の発生による影響低減のための措置を講じた設 計であること。 三 使用済燃料貯蔵施設は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用 する設計であること。 | 【火災等による損傷の防止】 第十二条 使用済燃料貯蔵施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当 該使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれないよう、次に掲 げる措置を講じなければならない。 一 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。 【解釈】 一 前条の規定の適用に当たっては、以下の措置を適切に組み合わせたも のであること。 二 前条の規定の適用に当たっては、以下の措置を適切に組み合わせたも のであること。 | 火災及び爆発の発生防止 (落雷による火災の発生防止) | 棟上母体 (避雷設備) | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 安全機能の直接要求 (落雷による火災の発生 防止) に対応する設備であるため、適合性確 認対象設備となる。 | |
| | | 火災及び爆発の発生防止 (善火防の排除) | 火災及び爆発の発生防止 (善火防の排除) | 該当なし | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 防火層となる火災発生防止設備はないた め、適合性確認対象設備はない。 |
| | | 火災及び爆発の発生防止 (異常な温度上昇の防止対策) | 火災及び爆発の発生防止 (異常な温度上昇の防止対策) | 該当なし | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 高層の設備で異常な温度上昇の防止対策を必 要とする設備は設けられていないため、適合性確 認対象設備はない。 |
| | | 火災及び爆発の発生防止 (可燃性物質の漏えい防止及び燃 れ込み防止対策) | 火災及び爆発の発生防止 (可燃性物質の漏えい防止及び燃 れ込み防止対策) | 燃焼缶車 | B (S ₂) | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | 安全機能の直接要求 (可燃性物質の漏えい防 止及び燃れ込み防止対策) に対応する設備 であるため、適合性確認対象設備となる。 |
| | | 金属キャスク | 火災及び爆発の発生防止 (可燃性物質の漏えい防止及び燃 れ込み防止対策) | 金属キャスク | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ○1 | ① | ○ | ○ | 安全機能の直接要求 (可燃性物質の漏えい防 止及び燃れ込み防止対策) に対応する設備 であるため、適合性確認対象設備となる。 |
| | | 貯蔵架台 | 火災及び爆発の発生防止 (可燃性物質の漏えい防止及び燃 れ込み防止対策) | 貯蔵架台 | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | 同上 |
| | | 受入れ区域天井クレーン | 火災及び爆発の発生防止 (可燃性物質の漏えい防止及び燃 れ込み防止対策) | 受入れ区域天井クレーン | B (S ₂) | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | 同上 |
| | | 搬送台車 | 火災及び爆発の発生防止 (可燃性物質の漏えい防止及び燃 れ込み防止対策) | 搬送台車 | B (S ₂) | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | 同上 |
| | | 医装架台 | 火災及び爆発の発生防止 (可燃性物質の漏えい防止及び燃 れ込み防止対策) | 医装架台 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | たて直し装置 ・たて直し装置 ・衝撃吸収材 | 火災及び爆発の発生防止 (可燃性物質の漏えい防止及び燃 れ込み防止対策) | たて直し装置 ・たて直し装置 ・衝撃吸収材 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| 検査架台 | 火災及び爆発の発生防止 (可燃性物質の漏えい防止及び燃 れ込み防止対策) | 検査架台 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 | | |
| 圧縮空気供給設備 ・空気圧縮機 ・空気貯槽 ・安全弁 ・空気除沫装置 ・乾燥装置 樹脂フィルタ ・油水分離 樹脂フィルタ ・分配管 | 火災及び爆発の発生防止 (可燃性物質の漏えい防止及び燃 れ込み防止対策) | 圧縮空気供給設備 ・空気圧縮機 ・空気貯槽 ・安全弁 ・空気除沫装置 ・乾燥装置 樹脂フィルタ ・油水分離 樹脂フィルタ ・分配管 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ○2 | ②-2 | × | ○ | 安全機能の直接要求 (可能な限り不燃性又は 難燃性の材料を使用する。) に対応する設備 であるため、適合性確認対象設備となる。 | | |
| 冷排水系統 | 火災及び爆発の発生防止 (可燃性物質の漏えい防止及び燃 れ込み防止対策) | 冷排水系統 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○ | △ | ③ | × | × | 安全機能の直接要求 (可能な限り不燃性又は 難燃性の材料を使用する。) に対応する設備 であるため、適合性確認対象設備となる。 また、空気圧縮機等が設けられている設備 に該当する。関連系統であることから火災 設計等に反映する。 | | |

設備リスト

| 事業許可基準規則 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 設置クラス | 設備 運用 | 既設 改修 新設 | 事業許可修付六 の主要(備註 事項の有無 (○、×) | 条文要求事項に 対して必要の設 備、運用が (○、-) | 設備の要求事項 の要否判定 (○、○1、○2、 △、△1、△2、 ×、×1、×2) | 機能グループ (1)、②-1、②- 2、③、④-1、④- 2 | 建設工事に記載 されているか (○、×) | 従自作成対象 設備か (○、×) | 備考 |
|--------------------|--------------|------------|-------------------------------------|---|--------------------|----------|----------------|-------------------------------------|--------------------------------------|---|---|----------------------------|------------------------|---|
| | | | | 期間中圧力検出器 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 安全機能の直接要求(可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。)に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。 |
| | | | | 圧力温度検出器 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 給排気温度検出器 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 表示・警報装置(記録含む) | C | 設備 | 既設 (既設) | ○ | ○ | ○ | ③ | ○ | × | 同上 |
| | | | | 代替計測計測器 ・圧力検出器(期間中圧力の代替計測用) ・非接触式可燃ガス検出計(表面温度の代替計測用) ・温度検出器(給排気温度の代替計測用) | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 耐火いれ強化 | C | 設備 | 既設 | × | - | □ | - | ○ | × | 安全機能の直接要求(安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。)に対応する設備ではないため、適合性確認対象設備ではないが、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがある設備として、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。 |
| | | | | 既設防犯カメラ | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 安全機能の直接要求(可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。)に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。 |
| | | | | モニタモニタリング設備 ・ガス検出器エリアモニタ ・中子線モニタエリアモニタ ・放射線の情報を表示する設備(事務用機とチェックポイント) | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備 ・モニタリングシステム(ガス検出器、中子線モニタ、ガンマ線モニタ(高レンジ)、中子線モニタ) ・モニタリングポイント ・放射線量計 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 使用済燃料貯蔵装置 ・使用済燃料貯蔵庫 ・遮蔽ケース ・遮蔽壁 | B(S _g) | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | ○ | ○ | 同上 |
| | | | 火災及び爆発の発生防止 (可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用) | 非常点検装置 (「非常点検」が給電が必要な非常までの母線を含む電路となる区間) | C | 設備 | 改修 | × | - | ○ | ③ | × | × | 安全機能の直接要求(安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。)に対応する設備ではないため、適合性確認対象設備ではないが、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがある設備として、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。 |
| | | | | 無停電電源装置 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 安全機能の直接要求(可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。)に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。 |
| | | | | 電源車 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 非用無停電電源装置 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 振動発電機 | C | 設備 | 既設 | ○ | - | □ | - | × | × | 安全機能の直接要求(安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。)に対応する設備ではないため、適合性確認対象設備ではないが、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがある設備として、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。 |
| | | | | 格納貯蔵タンク (地下式) | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ○2 | ②-1 | × | ○ | 安全機能の直接要求(可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。)に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。 |
| | | | | 通信連絡設備 ・社内電話設備 ・遠隔制御 ・警報装置 ・衛星携帯電話 ・無線連絡設備 ・加入電話設備 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○ | ④ | × | × | 安全機能の直接要求(可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。)に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。 ※遠隔制御は新設、それ以外は既設 |
| | | | | 安全避難用車(安全避難通路の用) | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○ | ③ | × | × | 安全機能の直接要求(可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。)に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。 |
| | | | | 誘導灯 ・非常誘導灯 ・避難口誘導灯 ・保安灯 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○ | ④ | × | × | 同上 |
| | | | | 動力消防ポンプ | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 消火器 ・粉末(ABC)消火器 ・大量粉末消火器 ・化学消火器 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 安全機能の直接要求(可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。)に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。 ※化学消火器は新設、それ以外は既設 |
| | | | | 防火水櫃 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 安全機能の直接要求(可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。)に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。 |
| | | | | 火災検知設備(自動火災検知設備) ・光電式分離型感知器 ・光電式スポット型感知器 ・音動式スポット型感知器 ・火災受信機 ・表示機 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |

設備リスト

| 事業許可基準規則 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 阻害クラス | 設備 ／ 運用 | 既設 ／ 改造 ／ 新設 | 事業許可添付六 での主要な施設 の存在 (○、×) | 条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○、×) | 設備の受取事項 の基礎整理時 (②、○、○2、 △、△、□、－) | 機器グループ (①、②-1、②- 2、③、－)※2 | 既設工事に記載 されているか (○、×) | 従自表作成対象 設備か (○、×) | 備 考 |
|--------------------|--------------|------------|--------|--------------|-------|---------------|--------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|---|---------------------------------|----------------------------|-------------------------|--|
| | | | | 防火シャッター | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 防火扉 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | コンクリート壁 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 棟上専体（電雷設備） | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 人の不法な侵入等防止設備 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ⑤ | × | × | 同上 |
| | | | | 受入れ区域構築用級別材 | - | 設備 | 新設 | - | - | □ | - | × | × | 安全機能の直接要求（安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に対応する設備ではないが、用途対応のために異なる信頼性向上の観点から設置する設備であり、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがある設備として、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。 |

設備リスト

| 事業許可基準規則 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 出費クラス | 設備 ノ 適用 | 既設 ノ 改造 ノ 新設 | 事業許可適合 六 での主要仕 機部 載の有無 (○, ×) | 条文要求事項 に 対して必須の設 備、運用か (○, -) | 設備の要求事 項 の 関係整理*1 (①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨) | 機能グループ (①, ②-1, ②- 2, ③, -1)*2 | 既設工事に取 組まれているか (○, ×) | 要目表作成対象 設備か (○, ×) | 備 考 |
|--------------------|---|--|--|-------------------------------|---------------------|---------------|--------------------------|--|---|---|--------------------------------------|-----------------------------|--------------------------|--|
| 第13条 安全機能を有する施設 | (安全機能を有する施設) 第11条 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の使用済燃料貯蔵施設において共用する場合に、使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわないものでなければならない。 | (安全機能を有する施設) 第11条 安全機能を有する施設は、当該安全機能を有する施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。 | ・安全機能確認のための検査、試験の要求 ・安全機能維持のための保守、修理の要求 | 金属キャスク | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | ○ | ○ | 基本的安全機能を有する施設に該当し、検査又は試験及び保守又は修理を可能とする要求事項を満たす必要があるため。 |
| 第13条 安全機能を有する施設 | 2. 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。 | 【解釈】 第13条 (安全機能を有する施設) 第1項に規定する「安全性を損なわないもの」とは、当該使用済燃料貯蔵施設以外の原子力施設との間、又は当該使用済燃料貯蔵施設内で共用するものについて、その機能、構造等から判断して、共用によって当該施設用済燃料貯蔵施設の安全性に支障を及ぼさないものをいう。 2. 前項に規定する「当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるもの」とは、以下の設計をいう。 一 放射線遮蔽層を用いて、金属キャスクの基本的安全機能を確保するための検査及び試験並びに同機能を維持するために必要な保守及び修理ができるようになっていること。また、金属キャスクを当該使用済燃料貯蔵施設外へ搬出するために必要な機能ができるようになっていること。 二 金属キャスク取扱設備（当該使用済燃料貯蔵施設内において金属キャスクの移送等の取扱いに供される設備のことをいう。以下同じ。）は、 | | 野竈架台 | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 受入れ区域天井クレーン | B (S ₂) | 設備 | 改造 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 搬送台車 | B (S ₂) | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 仮置架台 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | たて起こし架台 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 衝撃吸収材 | - | 設備 | 既設 | - | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 検査架台 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 金気圧搾機 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 空気貯槽 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 安全弁 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 空気除塵装置 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 除塵装置 前置フィルタ | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 除塵装置 後置フィルタ | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 主配管 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 冷却水系統 | C | 設備 | 既設 | × | - | △ | ③ | × | × | 同上 |
| | | | | 高圧止力検出器 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 表面温度検出器 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 給排気温度検出器 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 表示・警報装置 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ◇ | ③ | ○ | × | 同上 |
| | | | | 圧力検出器（高圧圧力の代替計測用） | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 津波等により既設の計測設備が使用できなくなった場合、可搬型の計測器を用いて計測を行う。 |
| | | | | 非接触式可搬型温度計（表面温度の代替計測用） | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 湿度検出器（給排気湿度の代替計測用） | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 漏えい検知器 | C | - | 既設 | × | - | □ | - | ○ | × | 重要物貯蔵室から液体放射性廃棄物の漏えい検知器の動作がないため自主設備とする。 |
| | | | | 廃棄物貯蔵室 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 安全機能を有する施設に該当し、検査又は試験及び保守又は修理を可能とする要求事項を満たす必要があるため。 |
| | | | | ドラム缶 | - | 運用 | 新設 | ○ | - | - | - | × | × | ドラム缶は廃棄物である。 |
| | | | | ステンレス製等の密封容器 | - | 運用 | 新設 | × | - | - | - | × | × | ステンレス製等は、発生時に申請するため今回は申請対象外。 |
| | | | | ガンマ線エリアモニタ | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 安全機能を有する施設に該当し、検査又は試験及び保守又は修理を可能とする要求事項を満たす必要があるため。 |
| | | | | 中性子線エリアモニタ | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | モニタリングポスト (ガンマ線モニタ（低レンジ）) | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | モニタリングポスト (ガンマ線モニタ（高レンジ）) | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | モニタリングポスト (中性子線モニタ) | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | モニタリングポイント | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ◇ | ③ | ○ | × | 同上 |
| | | | | GM管サーベイメータ | C | 運用 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 電離室サーベイメータ (代替計測にも使用) | C | 運用 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | シンチレーションサーベイメータ (代替計測にも使用) | C | 運用 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |

設備リスト

| 事業許可基準規則 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 設備クラス | 設備 / 運用 | 既設 / 改造 / 新設 | 事業許可適合 六 での主要仕 部 載の符無 (○, ×) | 条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ×) | 設備の要求事項 の両側監視時 (②、①、③、④、 ⑤、⑥、⑦、⑧、⑨) | 機能グループ (①、②-1、②- 2、③、④)*2 | 既設工事に記載 されているか (○, ×) | 要目表作成対象 設備か (○, ×) | 備 考 |
|--------------------|--------------|------------|--------|---|------------------------|---------------|--------------------------|---|---------------------------------------|--|---------------------------------|-----------------------------|--------------------------|---|
| | | | | 中性子線サーベイナ (放射計測にも使用) | C | 運用 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | ガスモニタ | C | 運用 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 出入管理設備(入退室管理設備) | C | 運用 | 既設 | ○ | ○ | — | ③ | × | × | 同上 |
| | | | | 個人管理用設定設備(個人線量計) | C | 運用 | 既設 | ○ | ○ | — | ③ | × | × | 同上 |
| | | | | 使用済燃料貯蔵施設 | C | 運用 | 既設 | ○ | ○ | — | ③ | × | × | 同上 |
| | | | | 遮蔽カーバ | C | 運用 | 既設 | ○ | ○ | — | ③ | × | × | 同上 |
| | | | | 遮蔽扉 | B (S ₂) | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○4 | ① | ○ | ○ | 基本的な安全機能を有する施設に該当し、検査又は試験及び保守又は修理を可能とする要求事項を満たす必要があるため。 |
| | | | | 非常電源設備 (予備電源から給電が必要な負荷までの母線を含む電路 となる範囲) | C | 設備 | 改造 | × | ○ | ◇ | ③ | × | × | 安全機能を有する施設に該当し、検査又は試験及び保守又は修理を可能とする要求事項を満たす必要があるため。 |
| | | | | 蓄停電電源装置 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 電源車 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 共用無停電電源装置 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 安全機能を有する施設に該当し、検査又は試験及び保守又は修理を可能とする要求事項を満たす必要があるため。 |
| | | | | 蓄電発電機 | — | 設備 | 既設 | × | — | □ | — | × | × | 無停電電源装置の供給可能な時間を越える外部電源喪失時に、蓄停電発電機から、蓄停電電源装置を bypass して監視設備その他の必要な設備に電気を供給するために必要な機能を有するが、蓄停電発電機は検査期間の運転ができないため、自主設備とし、設置承認対象外の設備とする。 |
| | | | | 既設貯蔵タンク (地下式) | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 安全機能を有する施設に該当し、検査又は試験及び保守又は修理を可能とする要求事項を満たす必要があるため。 |
| | | | | 社内電話設備 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ③ | × | × | 同上 |
| | | | | 送受信器 | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ◇ | ③ | × | × | 同上 |
| | | | | 警報装置 | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ◇ | ③ | × | × | 同上 |
| | | | | 衛星携帯電話 | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ◇ | ③ | × | × | 同上 |
| | | | | 無線連絡設備 | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ◇ | ③ | × | × | 同上 |
| | | | | 加入電話設備 | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ◇ | ③ | × | × | 同上 |
| | | | | 安全避難用扉 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ③ | × | × | 同上 |
| | | | | 通話誘導灯 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ③ | × | × | 同上 |
| | | | | 避難口誘導灯 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ③ | × | × | 同上 |
| | | | | 保安灯 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ③ | × | × | 同上 |
| | | | | 動力消防ポンプ | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 粉末(ABC) 消火器 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 大量粉末消火器 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 化学泡消火器 | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 防火衣槽 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 光電式分煙型感知器 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 光電式スポット型感知器 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 運動式スポット型感知器 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 火災受信機 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 表示機 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 防火シャッター | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | 同上 |
| | | | | 防火扉 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | コンクリート壁 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | | 床土層体(遮熱設備) | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 同上 |

設備リスト

| 事業許可基準規則 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 防護クラス | 設備 ／ 運用 | 既設 ／ 改造 ／ 新設 | 事業許可適合性 での主要な機能部 載の有無 (○、×) | 条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○、×) | 設備の要求事項 の両側整理時 (①、②、③、④、⑤、 ⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、 ⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、 ⑯、⑰、⑱、⑲) | 機能グループ (①、②-1、②- 2、③、④)等 | 既設工事に記載 されているか (○、×) | 要目表作成対象 設備か (○、×) | 備 考 |
|--------------------|--------------|--|-----------------------------------|-----------------|-------|---------------|--------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--|--------------------------------|----------------------------|-------------------------|--|
| | | | | 人の不法な侵入等防止設備 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ㊸ | × | × | 同上 |
| | | | | 受入れ区域架橋構造骨組部材 | - | 設備 | 新設 | - | - | - | - | × | × | 念慮キースタへの事故を想定して、受入れ区 架橋側の架橋部に対し影響種別措置を講じ たため自主設備とします |
| | | | | 予備緊急時対策が、管機材保管部 | - | 設備 | 新設 | - | - | - | - | × | × | 単設機材後の活動に必要な対策の自主設備と する。 |
| | | 2. 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に係る設備を一の使用済燃料貯蔵施設において共用する場合には、使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわないように取置されたものでなければならない。 【解釈】 なし | 他の原子力施設と共用 又は 使用済燃料貯蔵施設内の共用 | 該当なし | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |

設備リスト

| 事業許可基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 副機クラス | 設備 / 運用 | 取組 / 改造 / 新設 | 事業許可届出六の主要付属品(○、×) | 条文要求事項に對して必要の設備、運用が(○、×) | 設備の要求事項の等価性(○、△、◇、□、×) | 機器グループ(①、②-1、②-2、③、④)の注 | 既設工事に記載されているか(○、×) | 要目表作成対象設備か(○、×) | 備考 |
|---------------------------|---|--|---|--|--------|---------|--------------|--------------------|--------------------------|------------------------|-------------------------|--------------------|-----------------|---|
| 第16条 金属キヤスク / 第14条 材料及び構造 | (各種キヤスク) 第15条 使用済燃料貯蔵施設には、金属キヤスクを設けなければならない。 2 金属キヤスクは、当該金属キヤスクを構成する部材及び使用済燃料の経年変化を考慮した上で、使用済燃料の健全性を確保するものでなければならない。 | (材料及び構造) 第15条 使用済燃料貯蔵施設に属する容器、管及びこれらの支持構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的な安全機能を確保する上で必要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第二号の規定については、添付第十三条の九第二項に規定する使用前平常状態での検査を行うまでの期間とする。 一 容器等に使用する材料は、次に掲げるところによるものであること。 イ 容器等が、その使用される圧力、温度、材質、放射線、荷重その他の使用条件に對して適切な機械的強度及び化学的組成を有する材料。 ロ 密封容器に對する適切な耐食性を含む。(イ)を有すること。 ハ 使用済燃料等を閉じ込めるための容器(以下この項において「密封容器」という。)に使用する材料にあっては、当該密封容器が使用される圧力、温度、放射線、荷重その他の使用条件に對して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。 ニ 管及び支持構造物に使用する材料にあっては、当該管及び支持構造物の使用期間に對して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。 ホ 有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。 【解釈】 第1項第1号ロ及びハの「適切な破壊じん性を有すること」の確保においては、取極の薄い材料や脆性破壊が問題とならないことが可能な材料については機械試験による確認に代えて寸法や材質により確認することができる。 | 経年変化を考慮した使用済燃料の健全性を確保 | 金属キヤスク | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | ○ | ○ | 金属キヤスクが対象であるため。 |
| | | | 応用条件に對して適切な機械的強度及び化学的組成を有する材料 | 金属キヤスク | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | ○ | ○ | 容器等が対象であり、技術基準規則における容器等は、使用済燃料貯蔵施設に属する容器、管及びこれらの支持構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的な安全機能を確保するために必要なものと定められている。金属キヤスクは基本的な安全機能を有する設備であるため。 |
| | | | 管及び支持構造物に使用する材料にあっては、当該管及び支持構造物の使用期間に對して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。 | 貯蔵架台 | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | 容器等が対象であり、技術基準規則における容器等は、使用済燃料貯蔵施設に属する容器、管及びこれらの支持構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的な安全機能を確保するために必要なものと定められている。貯蔵架台は基本的な安全機能を有する設備である金属キヤスクの支持構造物のため。 |
| | | | 【解釈】 第1項第1号ロ及びハの「適切な破壊じん性を有すること」の確保においては、取極の薄い材料や脆性破壊が問題とならないことが可能な材料については機械試験による確認に代えて寸法や材質により確認することができる。 | 金属キヤスク | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | × | ○ | 密封容器が対象であり、技術基準規則における密封容器は使用済燃料等を閉じ込めるための容器と定められている。金属キヤスクは使用済燃料等を閉じ込めるための容器であるため。 |
| | | | 破壊使用温度に對して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認された材料 | 貯蔵架台 | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | × | ○ | 管及び支持構造物が対象であり、貯蔵架台は金属キヤスクの支持構造物であるため。 |
| | | | 有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認された材料 | 金属キヤスク | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | ○ | ○ | 容器等が対象であり、技術基準規則における容器等は、使用済燃料貯蔵施設に属する容器、管及びこれらの支持構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的な安全機能を確保するために必要なものと定められている。金属キヤスクは基本的な安全機能を有する設備であるため。 |
| | | | 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。 イ 取扱い時及び貯蔵時において、全体的な変形を弾性域に抑えること。 ロ 密封容器にあっては、破壊延性限界に十分な余裕を有し、金属キヤスクに要求される性能に影響を及ぼさないこと。また、閉じ込め機能(事業許可基準規則第二条第二項第三号に規定する閉じ込め機能という。)を損傷する程度(以下において「密封シール部」という。)については、変形を弾性域に抑えること。 ハ 密封容器にあっては、試験状態において、全体的な塑性変形が生じないこと。また、密封シール部については、変形を弾性域に抑えること。 ニ 密封容器及び支持構造物にあっては、取扱い時及び貯蔵時において、疲労破壊が生じないこと。 ホ 取扱い時及び貯蔵時において、圧縮が生じないこと。 | 全体的な変形を弾性域に抑える構造、強度 | 金属キヤスク | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | ○ | 容器等が対象であり、技術基準規則における容器等は、使用済燃料貯蔵施設に属する容器、管及びこれらの支持構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的な安全機能を確保するために必要なものと定められている。貯蔵架台は金属キヤスクの支持構造物であるため。 |
| | | | 【解釈】 第1項第2号イに規定する「全体的な変形を弾性域に抑えること」とは、構造上の全体的な変形を弾性域に抑えることに加え、材料の引張り強さに對しても十分な構造強度を有することをいう。 2 第1項第2号イ及びロの適用に当たっては、解析により以下を確認すること。 (1) イの「全体的な変形を弾性域に抑える」とは、一般部に加え、構造不連続部にあっても塑性変形を許容しないこと。 (2) ロの「破壊延性限界に十分な余裕を有し」とは、筒筒の引張耐力に塑性変形が生ずることを許容するが、構造体の歪し機能喪失に至るような塑性変形は許容しないこと。 | 破壊延性限界に十分な余裕を有し、金属キヤスクに要求される性能に影響を及ぼさない構造、強度 | 金属キヤスク | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | ○ | 密封容器及び密封シール部に対する技術基準要求であり金属キヤスクが対象。 |
| | | | 試験状態において、全体的な塑性変形が生じない構造、強度かつ試験状態において、密封シール部の変形を弾性域に抑える構造、強度 | 金属キヤスク | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | ○ | ○ | 同上 |
| | | | 容器等が、取扱い時及び貯蔵時において、疲労破壊が生じない構造、強度 | 金属キヤスク | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | ○ | ○ | 密封容器が対象であり、技術基準規則における密封容器は使用済燃料等を閉じ込めるための容器と定められている。金属キヤスクは使用済燃料等を閉じ込めるための容器であるため。 |
| | | | | 貯蔵架台 | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | 支持構造物が対象であり、貯蔵架台は金属キヤスクの支持構造物であるため。 |

設備リスト

| 事業許可基準規則 長所基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 副機クラス | 設備 / 運用 | 取組 / 改造 / 新設 | 事業許可添付六 での主要機能 の有機 (○, ×) | 条文要求事項に 対して必須の設 備、運用が (○, -) | 設備の要求事項 の機能等 (○, ○1, ○2, △, □, -) | 機器グループ (①, ②-1, ③ →②, ③, -)等 | 既設工事に記載 されているか (○, ×) | 要目表作成対象 設備か (○, ×) | 備考 |
|--------------------|--------------|------------|--|---|-------|------------|--------------------|------------------------------------|---------------------------------------|---|------------------------------------|-----------------------------|--------------------------|---|
| | | | 容器等が取扱い時及び貯蔵時において、圧縮が生じない構造、強度 | 金属キヤスク | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | ○ | ○ | 容器等が対象であり、技術基準規則における容器等は、使用済燃料貯蔵施設に属する容器、管及びこれらの支持構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保するために必要なものと定められている。金属キヤスクは基本的安全機能を有する設備であるため。 |
| | | | 容器等の取扱い時及び貯蔵時において、圧縮が生じない構造、強度 | 貯蔵架台 | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | 容器等が対象であり、技術基準規則における容器等は、使用済燃料貯蔵施設に属する容器、管及びこれらの支持構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保するために必要なものと定められている。貯蔵架台は基本的安全機能を有する設備である金属キヤスクの支持構造物のため。 |
| | | | 三 密封容器の主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 連続的で特異な形状でないものであること。 ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に十分な留意を怠らざる他の欠陥がないことを、非破壊試験により確認したものであること。 ハ 適切な強度を有するものであること。 ニ 機械試験その他の評価法により適切な溶接施工法、及び溶接強度並びに適切な強度を有する溶接材であることをあらかじめ確認したものであり溶接したものであること。 | 密封容器の主要な耐圧部の溶接部 が不連続で特異な形状でない溶接 | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | × | ○ | 密封容器の主要な耐圧部の溶接部が対象であり、金属キヤスクは当該基準を有するものため。 |
| | | | 【解釈】 4 第1項第3号に規定する「主要な耐圧部の溶接部」とは、次の各号に掲げる溶接又は接合部をいう。 （1）使用済燃料貯蔵設備本体、施設施設、放射線管理施設若しくは使用済燃料貯蔵設備の附属施設に属する容器又はこれらの施設に属する外筒1mm（最高使用圧力が980kPa未満の管については、100mm）を形成する管であって、その内包する放射性物質の濃度が37Bq/cm ³ （その内包する放射性物質が液体中にある場合は、37kBq/cm ³ ）以上のもの （2）使用済燃料貯蔵設備本体、施設施設、放射線管理施設若しくは使用済燃料貯蔵設備の附属施設に属する容器又はこれらの施設に属する外筒10mm以上の管であって、その内包する放射性物質の濃度が37Bq/cm ³ （その内包する放射性物質が液体中にある場合は、37kBq/cm ³ ）未満のものうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「取圧部分」という。）について溶接をするもの イ 永年の容器又は管であって、最高使用圧力が100kPa未満のものについては、最高使用圧力1,960kPa ロ イに掲げる容器以外の容器については、最高使用圧力980kPa以上、メイトに掲げる管以外の管については、最高使用圧力980kPa（長手継手の部分については、490kPa） 5 第1項第3号イに規定する「不連続で特異な形状でないもの」とは、溶接部の設計において、溶接部の隅肉等の形状に配慮し、鋭い切欠き等の不連続で特異な形状でないものをいう。 6 第1項第3号ロに規定する「溶接による割れが生ずるおそれなく」とは、溶接後の非破壊試験において割れがないことに加え、溶接時の有害な気泡により割れが生ずるおそれがないことをいう。 7 第1項第3号ロに規定する「非破壊試験」とは、放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等を行う。 8 第1項第3号イに規定する「適切な強度を有するもの」とは、母材と同等以上の機械的強度を有するものであることをいう。 9 第1項第1号から第3号までの規定に適合する材料及び構造並びに第2項の規定に適合する溶接試験及び溶接試験は、次に掲げる規定のいずれかに適合したものをいう。 （1）日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）」（JSME S-NI-2012）（以下「設計・建設規格」という。）、日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版）」（JSME S-NI-2012）（以下「材料規格」という。）、日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格（2012年版）」（2013年版を含む。）（JSME S-NI-2012/2013）（以下「溶接規格」という。）、及び日本機械学会「使用済燃料貯蔵施設規格金属キヤスク構造規格（2007年版）」（JSME S-PAI-2007）（以下「金属キヤスク構造規格」という。）の規定に、 （2）金属キヤスクの材料及び構造について「別記1」の要件を有するもの （3）金属キヤスク構造規格の規定に、「金属キヤスクの材料及び構造について（別記）」の要件を付したものの ＜（別記）は最下段に記載＞ | 溶接部が、適切な強度を有する溶接 | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | × | ○ | 同上 |
| | | | 五 第1項第3号イに規定する「不連続で特異な形状でないもの」とは、溶接部の設計において、溶接部の隅肉等の形状に配慮し、鋭い切欠き等の不連続で特異な形状でないものをいう。 六 第1項第3号ロに規定する「溶接による割れが生ずるおそれなく」とは、溶接後の非破壊試験において割れがないことに加え、溶接時の有害な気泡により割れが生ずるおそれがないことをいう。 七 第1項第3号ロに規定する「非破壊試験」とは、放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等を行う。 八 第1項第3号イに規定する「適切な強度を有するもの」とは、母材と同等以上の機械的強度を有するものであることをいう。 九 第1項第1号から第3号までの規定に適合する材料及び構造並びに第2項の規定に適合する溶接試験及び溶接試験は、次に掲げる規定のいずれかに適合したものをいう。 （1）日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）」（JSME S-NI-2012）（以下「設計・建設規格」という。）、日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版）」（JSME S-NI-2012）（以下「材料規格」という。）、日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格（2012年版）」（2013年版を含む。）（JSME S-NI-2012/2013）（以下「溶接規格」という。）、及び日本機械学会「使用済燃料貯蔵施設規格金属キヤスク構造規格（2007年版）」（JSME S-PAI-2007）（以下「金属キヤスク構造規格」という。）の規定に、 （2）金属キヤスクの材料及び構造について「別記1」の要件を有するもの （3）金属キヤスク構造規格の規定に、「金属キヤスクの材料及び構造について（別記）」の要件を付したものの ＜（別記）は最下段に記載＞ | 溶接部が、機械試験その他の評価法により適切な溶接施工法、及び溶接強度並びに適切な強度を有する溶接材であることをあらかじめ確認された溶接 | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | × | ○ | 同上 |
| | | | 二 使用済燃料貯蔵施設に属する容器及び管のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で重要なもの、適切な溶接又は溶接試験を行ったとき、これに割れ、かつ、著しい溶えいがないように設置されたものでなければならない。 | 溶接試験又は溶接試験を行ったとき、これに割れ、かつ、著しい溶えいがないこと | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | ○ | ○ | 使用済燃料貯蔵施設に属する容器及び管のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で重要なものが対象であり、金属キヤスクはこれに該当するものため。 |

設備リスト

| 事業許可基準規則 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 副機クラス | 設備 / 運用 | 取組 / 改造 / 新設 | 事業許可届付六 での主要目録注 載の有無 (○, ×) | 条文要求事項に 対して必要の設 備、運用が (○, ×) | 設備の要求事項 の暗号照会 (○, ○1, ○2, ○, △, □, -) | 機器グループ (①, ②-1, ③ →②, ③, -)w2 | 既設工事に記載 されているか (○, ×) | 要目表作成対象 設備か (○, ×) | 備考 |
|--------------------|--------------|--|--------|-----|-------|---------------|--------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|--|-------------------------------------|-----------------------------|--------------------------|----|
| | | <p>別記</p> <p>金属キヤスクの材料及び構造について</p> <p>佐川済燃科野鐵地的技術基準に関する規則（令和 年原子力規制委員 会規則第 号。以下「技術基準規則」という。）第14条第1項第1号 から第3号までの規定に適合する材料及び構造並びに第2項の規定に適合 する耐圧試験及び漏えい試験は、以下の（1）又は（2）のとおりと する。</p> <p>（1）設計・建設規格、材料規格及び溶接規格並びに金属キヤスク構造 規程による場合</p> <p>（漏）</p> <p>（2）金属キヤスク構造規格による場合</p> <p>密封容器、バスケッ、トランニオン及び中間貯の材料及び構造並びに密 封容器の耐圧試験及び漏えい試験については、金属キヤスク構造規格 【前表「金属キヤスク構造規格正表表一覽」に不字正表表を含む。】 に、次の1）から4）までの要件を付したものであること。なお、技術 基準規則の施行前に核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する 法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）により認可を 受けた（1）は、次の1）から4）までの要件を付した金属キヤスク構造 規格と同等とみなすことができる。</p> <p>1）溶接検査の適先検査において、密封容器に係る扉下区分Aから扉下 区分Bまでの溶接部又はクラッド溶接による溶接部の側面は、溶接 検査又は溶接検査機試験を行い、これに適合するものでなければなら ない。ただし、用途又は設置によって作られた母材であつて、厚さが50mm 以下のものは、この限りでない。</p> <p>2）溶接規格「N-0030溶接施工法」（1）及び「N-0050 溶接工」（1）の「又はこれと同等と認められるもの」とは、技術基準 規則の施行前に法において適用する他の規則により認可を受けたもの又は 溶接安全管理審査等で承認を受けたものをいう。なお、溶接基準規 則の施行前に法において適用する他の規則により認可を受けたもので、 有効期限の制約が無い自動溶接機を用いる溶接士の有効期限は、技術基 準規則の施行日から10年とする。</p> <p>3）溶接規格「N-0030溶接施工法」（2）の「クラス1機器」と あるのは「密封容器」に読み替える。</p> <p>4）溶接設備は、溶接規格「N-0040溶接設備」によること。</p> <p>5）次の①及び②の規定は、適用除外とする。</p> <p>① 添付3-3 バスケッ材としてアルミニウム合金およびボロン添加 アルミニウム合金を使用する場合の規定</p> <p>② 添付3-4 バスケッ材としてボロン添加ステンレス鋼を使用する 場合の規定</p> | | | | | | | | | | | | |

設備リスト

| 事業許可基準規則/技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機材等 | 設備等 | 副費クラス | 設備ノリ用 | 既設/改造/新設 | 事業許可要件六での主要化認定の有無(O, X) | 各文認定事項に対して必須の設備、運用か(O, →) | 設備の実用率の関係(%) (O, O1, O2, O, △, □, →) | 機材グループ (①) ②-1, ②-2, ③, ④, ⑤, ⑥ | 既設工事に記載されているか(O, X) | 要什要件対象設備か(O, X) | 備考 | |
|---|---|------------------------------|-------------|-------|-------|-------|----------|-------------------------|---------------------------|---|------------------------------------|---------------------|--|----|--|
| 第16条 使用済燃料の受入設備 第18条 搬送設備及び受入設備 【解釈】 第16条 (使用済燃料の受入設備) 第18条に規定する「基本的安全機能を確保することができる」とは、金属キャスクの移動に際して、例えば、金属キャスク取組設備の金属キャスク落下防止対策、金属キャスク相互の衝突防止対策等が講じられていること。をいう。 | (使用済燃料の受入設備) 第16条 使用済燃料貯蔵施設には、使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入時において基本的安全機能を確保することができる使用済燃料の受入施設を設けなければならない。 (搬送設備及び受入設備) 第18条 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入のために使用する設備は、次に掲げるところによらなければならない。 一 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入を行う設備は、当該金属キャスクを安全に取り扱う能力を有するものであること。 | 金属キャスクの搬送 | 搬送台車 | B | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | 基本的安全機能を有する施設に該当し、検査又は試験及び保守又は修理を可能とする要求事項を満たす必要があるため。 | | |
| | | 搬送台車 | B | 設備 | 改造 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | ○ | 同上 | | |
| | | 基本的安全機能を確保 | 搬送台車 | B | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | ○ | 同上 | |
| | | 搬送台車 | B | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | 同上 | |
| | | 落下防止対策 | 受入れ区域天井クレーン | B | 設備 | 改造 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | ○ | 同上 | |
| | | 金属キャスク相互の衝突防止対策 | 受入れ区域天井クレーン | B | 設備/運用 | 改造 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | ○ | 同上 | |
| | | 搬送台車 | B | 設備/運用 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | 同上 | |
| | | 金属キャスクを安全に取り扱う能力を有するもの | 受入れ区域天井クレーン | B | 設備 | 改造 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | 同上 |
| | | | 搬送台車 | B | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | 同上 |
| | | | 空気圧縮機 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | ○ | ○ | 同上 |
| | | | 空気貯槽 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | ○ | ○ | 同上 |
| | | | 安全弁 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | ○ | ○ | 同上 |
| | | | 空気除菌装置 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | ○ | ○ | 同上 |
| | | | 除菌装置 前置フィルタ | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | ○ | ○ | 同上 |
| | | | 除菌装置 後置フィルタ | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | ○ | ○ | 同上 |
| | | | 中配管 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | × | ○ | ○ | ○ | 同上 |
| | | | 汚排水系統 | C | 設備 | 既設 | × | - | △ | ③ | × | × | × | × | 汚水処理機の汚水として処理する設備に該当する。汚水系統であることから基本設計方針に記載する。 |
| | | | 搬送架台 | C | 設備 | 改造 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | ○ | ○ | 基本的安全機能を有する施設に該当し、検査又は試験及び保守又は修理を可能とする要求事項を満たす必要があるため。 |
| | | | たて置き架台 | C | 設備 | 改造 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | ○ | ○ | 同上 |
| | | | 直撃吸収材 | HVDR1 | 設備 | 改造 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | ○ | ○ | 同上 |
| | | | 検査架台 | C | 設備 | 改造 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | ○ | ○ | 同上 |
| | | 動力の供給が停止した場合に、当該金属キャスクを安全に保持 | 受入れ区域天井クレーン | B | 設備 | 改造 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | 同上 |
| | | | 搬送台車 | B | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ②-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | 同上 |

設備リスト

| 事業許可基準規則 / 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 阻害クラス | 設備 / 運用 | 既設 / 改造 / 新設 | 事業許可添付六 での主要な機能 の存在 (○, ×) | 条文要求事項に 対して必要な設 備、運用か (○, -) | 設備の受取事項 の基礎整理時 (◎, ○1, ○2, △, □, -) | 機器グループ (1), (2-1), (2- 2), (3), (4) | 建設工事に阻害 されているか (○, ×) | 従自表作成対象 設備か (○, ×) | 備考 | | |
|---------------------------|---|---|----------------|--|---------------------|------------|--------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|--|---|-----------------------------|--------------------------|--------------------|---|-------------------------|
| 第6条 除熱 / 第16条 除熱 | <p>【除熱】 第8条 使用済燃料貯蔵施設は、 equal を用いないで使用済燃料等の可燃物を適切に除去できるものでなければならない。</p> <p>【解釈】 第6条（前条） 1 第4条に規定する「可燃物を適切に除去できるもの」とは、以下の取組をいう。 一 使用済燃料の着火を、沈降等のクランプ増及び沈降管の機械的拘束地の低下を防止する観点から制限される範囲以下に維持できる設計であること。 二 金属キャスクの強度を、基本的安全機能を維持する観点から制限される値以下に維持できる設計であること。 三 貯蔵庫屋（使用済燃料貯蔵施設において金属キャスク等を収納する建物という。以下同じ。）は、金属キャスクの除熱機能を阻害しない設計であること。また、貯蔵庫屋の給排気口は積雪等により閉塞しない設計であること。 四 使用済燃料を金属キャスクに取替するに当たっては、除熱機能に阻害する評価で考慮した使用済燃料の燃焼速度に応じた配置の条件又は範囲を確保しないよう必要な措置が講じられること。</p> | <p>【除熱】 第16条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等の可燃物を適切に除去するように設置されたものでなければならない。</p> <p>【解釈】 なし</p> | 使用済燃料の温度制限機能 | 金属キャスク | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ◎ | ① | ○ | ○ | 金属キャスクに対する要求であるため。 | | |
| | | | 金属キャスクの温度制限機能 | 金属キャスク | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ◎ | ① | ○ | ○ | ○ | 同上 | |
| | | | 金属キャスクの除熱維持機能 | <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料貯蔵庫屋 使用済燃料貯蔵庫屋 遮蔽カバー 遮蔽壁 | B (S ₂) | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | ○ | ○ | ○ | 安全機能の直接要求（金属キャスクの除熱機能を阻害しないこと。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。 | |
| | | | 除熱経路の閉塞防止機能 | <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料貯蔵庫屋 使用済燃料貯蔵庫屋 遮蔽カバー 遮蔽壁 | B (S ₂) | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○1 | ① | ○ | ○ | ○ | 安全機能の直接要求（給排気口は積雪等により閉塞しないこと。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。 | |
| | | | 燃焼域に応じた配置制限措置 | 金属キャスク | S | 運用 | 既設 | ○ | ○ | ◎ | ① | × | ○ | ○ | ○ | 金属キャスクへの燃料収納に対する燃焼要求のため |
| | | | 使用済燃料等の可燃物除去機能 | 金属キャスク | S | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ◎ | ① | ○ | ○ | ○ | ○ | 金属キャスクに対する要求であるため。 |

設備リスト

| 事業許可番号規則 / 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 設置クラス | 設備 / 運用 | 既設 / 改造 / 新設 | 事業許可添付 六 での主要な 規定 (○、×) | 英文要求事項 に対して必要な 設備、運用 (○、-) | 設備の要求事項 の要否 (○、○1、○2、 △、△1、△2、 □、□1、□2、 -) | 機器グループ (1)、②-1、②- 2、③、④-1、④- 2 | 建設工事に関する 記載されているか (○、×) | 従自表作成時 設備か (○、×) | 備考 |
|--------------------------------------|--|--|--|--|-------|------------|--------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---|---|-------------------------------|------------------------|---|
| 第17条 計測制御系統施設 第17条 計測制御系統施設 | 【計測制御系統施設】 第十七条 放射能計測施設には、基本的な安全機能のうち閉じ込め機能及び除排気機能が確保されていることを適切に監視することができる計測制御系統施設を設けなければならない。 【解釈】 【計測制御系統施設】 1 第1項に規定する「適切に監視することができる」とは、以下の設計をいう。 二 使用済燃料及び金属キャスクの温度が測定される範囲下に保持されていることを評価するために必要なデータを測定等により取得すること。 | 【計測制御系統施設】 第十七条 使用済燃料貯蔵施設には、次に掲げる事項を許諾する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を許諾する設備については、直接許諾することが困難な場合は間接的に許諾する設備をもって代えることができる。 一 使用済燃料を封入した金属キャスクの表面温度 | 使用済燃料を封入した金属キャスクの表面温度を計測する機能 | 表面温度検出器 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 温度検出器にてキャスクの表面温度を計測するため、要求機能を満たす。 |
| | | | 表面温度監視装置が機能喪失し直接計測が困難な場合、代替でキャスクの表面温度を計測する機能 | 非接触式可搬型温度計（キャスク表面温度の代替計測用） (代替計測用計測器) | C | 運用 | 新設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | × | 検測水を想定した活動に必要な設備(様式-2第8条第2項による措置防止措置)及び温度監視装置が機能喪失し直接計測が困難な場合に、代替の可搬型温度計にてキャスクの表面温度を計測するため、要求機能を満たす。 |
| | 【解釈】 【計測制御系統施設】 1 第1項に規定する「適切に監視することができる」とは、以下の設計をいう。 一 蓋部が有する閉じ込め機能を監視できること。 | 二 使用済燃料を封入した金属キャスク蓋部の密封性の監視のための当該金属キャスク蓋部（蓋を密接する場合を除く。）の圧力 | 金属キャスク蓋部の密封性の監視のため、蓋部の圧力を計測する機能 | 蓋部圧力検出器（前蓋検出器含む） | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 圧力検出器にてキャスクの蓋部圧力を計測するため、要求機能を満たす。 |
| | | | 蓋部圧力監視装置が機能喪失し直接計測が困難な場合、代替でキャスクの蓋部圧力を計測する機能 | 圧力検出器（キャスク蓋部圧力の代替計測用） (代替計測用計測器) | C | 運用 | 新設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | × | 検測水を想定した活動に必要な設備(様式-2第8条第2項による措置防止措置)及び蓋部圧力監視装置が機能喪失し直接計測が困難な場合に、代替の圧力検出器にてキャスクの蓋部圧力を計測するため、要求機能を満たす。 |
| | 【解釈】 【計測制御系統施設】 1 第1項に規定する「適切に監視することができる」とは、以下の設計をいう。 二 貯蔵施設内の雰囲気温度が異常に上昇していないことを監視できること。 | 二 使用済燃料を貯蔵する建物の給排気温度 | 使用済燃料を貯蔵する建物の給排気温度を計測する機能 | 給排気温度検出器 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 温度検出器にて給排気温度を計測するため、要求機能を満たす。 |
| | | | 給排気温度監視装置が機能喪失し直接計測が困難な場合、代替で給排気温度を計測する機能 | 温度検出器（給排気温度の代替計測用） (代替計測用計測器) | C | 運用 | 新設 | × | ○ | ○2 | ②-2 | × | × | 検測水を想定した活動に必要な設備(様式-2第6条第2項による措置防止措置)及び給排気温度監視装置が機能喪失し直接計測が困難な場合に、代替の温度検出器にて給排気温度を計測するため、要求機能を満たす。 |
| | 二 使用済燃料貯蔵施設には、安全設計上想定される事故により当該使用済燃料貯蔵施設の中心的な安全機能を損なうおそれがあるとき、第十九条第一項の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は放射能測定から放射性物質が著しく漏れ出すおそれがあるときに、これを確実に検知して速やかに警報を発信する設備を設けなければならない。 | 二 使用済燃料貯蔵施設には、その設備の構造、系統その他の要因により使用済燃料貯蔵施設の基本的な安全機能を損なうおそれがあるとき、亦条項「項」の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は放射能測定から放射性物質が著しく漏れ出すおそれがあるときに、これを確実に検知して速やかに警報を発信する設備を設けなければならない。 | 金属キャスク表面温度に異常が生じた際に検知し警報を発信する機能 | 表面温度検出器 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | キャスク本体の基本的な安全機能を損なうおそれがあるとき、温度検出器にて表面温度を測定し、表示装置にて警報を発信するため、要求機能を満たす。 |
| | | | 金属キャスクの蓋部圧力に異常が生じた際に検知し警報を発信する機能 | 蓋部圧力検出器 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | キャスク本体の基本的な安全機能を損なうおそれがあるとき、圧力検出器にて蓋部圧力を測定し、表示装置にて警報を発信するため、要求機能を満たす。 |
| | | | 使用済燃料貯蔵施設給排気温度に異常が生じた際に検知し警報を発信する機能 | 給排気温度検出器 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | キャスク本体の基本的な安全機能を損なうおそれがあるとき、温度検出器にて給排気温度を測定し、表示装置にて警報を発信するため、要求機能を満たす。 |
| | | | | 表示・警報装置（記録含む） | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○ | ③ | ○ | × | 温度検出器にて給排気温度を計測し、表示装置で監視するため、要求機能を満たす。 |
| | | | | 表示・警報装置（記録含む） | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○ | ③ | ○ | × | 温度検出器にて給排気温度を計測し、表示装置で監視するため、要求機能を満たす。 |
| | | | | 表示・警報装置（記録含む） | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○ | ③ | ○ | × | 温度検出器にて給排気温度を計測し、表示装置で監視するため、要求機能を満たす。 |
| | | | | 表示・警報装置（記録含む） | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○ | ③ | ○ | × | 温度検出器にて給排気温度を計測し、表示装置で監視するため、要求機能を満たす。 |

設備リスト

| 事業許可基準規則 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 阻害クラス | 設備 運用 | 既設 改修 新設 | 事業許可添付六 での主要設備注 記の有無 (○、×) | 条文要求事項に 対して必要な設 備、運用か (○、-) | 設備の受取事項 の要否判定時 (◎、○、◇、 △、□、-) | 機器グループ (1) ◎、② -1、③ -2、④、-1) M2 | 既設工事に記載 されているか (○、×) | ※自主作成対象 設備か (○、×) | 備考 |
|---|--|------------|----------------------|---|------------|----------|----------------|-------------------------------------|--------------------------------------|--|---------------------------------------|----------------------------|-------------------------|--|
| | | | 外部放射線に係る線量当量を検知する機能 | ガンマ線エリアモニタ (エリアモニタリング設備) (線量当量を線量当量率で代行する) | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ◎~2 | ○ | ○ | ガンマ線エリアモニタにて、線量当量率を測定して線量当量率の上限を検知するため、要求機能を満たす。 |
| | | | 中性子線エリアモニタ | 中性子線エリアモニタ (エリアモニタリング設備) (線量当量を線量当量率で代行する) | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ◎~2 | ○ | ○ | 中性子線エリアモニタにて、線量当量率を測定して線量当量率の上限を検知するため、要求機能を満たす。 |
| | | | 警報を発生する機能 | 表示・警報装置 (記録含む) (計測開始系に接続) | C | 設備 | 既設 (取替) | ○ | ○ | ◇ | ④ | ○ | × | ガンマ線及び中性子線エリアモニタにて、線量当量率を測定して線量当量率の上限を検知し、表示装置で監視するため、要求機能を満たす。 |
| | | | 液体状の放射性物質の漏えいを検知する機能 | 漏えい検知器 (廃棄物貯蔵室) | C | 設備 | 既設 | × | - | □ | - | ○ ※ | × | 廃棄物貯蔵室から液体放射性廃棄物の著しい漏えいの発生はないため、自主設備とし、設置工事対象外とする。 ※：既上認申請で認可済みであるが、今回上記で自主設備に変更する。 |
| | | | 警報を発生する機能 | 表示・警報装置 (記録含む) | C | 設備 | 既設 (取替) | × | - | □ | - | ○ | × | 廃棄物貯蔵室から液体放射性廃棄物の著しい漏えいの発生はないため、自主設備とし、設置工事対象外とする。 |
| | | 記載なし | 空間線量率を監視する機能 | モニタリングポスト (ガンマ線モニタ (低レンジ)) (周辺監視区域短所付遠隔定モニタリング設備) | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ◎~2 | ○ | ○ | NaI (TI) シンチレーション検出器で、低レンジの空間線量率を監視するため、要求機能を満たす。 |
| モニタリングポスト (ガンマ線モニタ (高レンジ)) (周辺監視区域短所付遠隔定モニタリング設備) | C | | | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ◎~2 | ○ | ○ | ○ | ○ | 電離箱で、高レンジの空間線量率を監視するため、要求機能を満たす。 |
| 線量当量率を監視する機能 | モニタリングポスト (中性子線モニタ) (周辺監視区域短所付遠隔定モニタリング設備) | | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○2 | ◎~2 | ○ | ○ | ※自主設備で、線量当量率を監視するため、要求機能を満たす。 |
| 警報を発生する機能 | 表示・警報装置 (記録含む) | | C | 設備 | 既設 (取替) | ○ | ○ | ○ | ○ | ◇ | ④ | ○ | × | 周辺監視区域短所付遠隔定モニタリング設備にて線量を測定し、表示装置で監視し警報を発生するため、要求機能を満たす。 |
| | | 【解釈なし】 | | | | | | | | | | | | |

設備リスト

| 事業許可書別記 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 設置 / 運用 | 既設 / 改造 / 新設 | 事業許可付六 での主要な備 置の有無 (○、×) | 英文要求事項 に 対しての設 備、運用の (○、-) | 設備の要求事 項 の 要 求 時 の 設 備 、 運 用 (○、○1、○2、 △、△1、△2) | 機器グループ (1)、②-1、②- 2、③、④-1、④- 2 | 建設工事に記載 されているか (○、×) | 竣工検査時 の 設 備 (○、×) | 備考 |
|-----------------------------------|---|---|-----------------|---|---------------|--------------------------|-----------------------------------|--|--|---|----------------------------|-------------------------------|--|
| 第四五 放射線管理施設 第十八条 放射線管理施設 | 【放射線管理施設】 第十八条 事業所には、次に掲げるところに、放射線管理施設を設けなければならない。 一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、職業を監視し、及び管理する設備を設けること。 二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び量を監視し、及び測定する設備を設けること。 【解釈】 第19条（放射線管理施設） 第19条第1項に規定する「放射線管理施設」とは、放射線被ばくを監視及び管理するための施設であつて、放射線業務従事者の出入記録、汚染管理、除染等を行う施設及び放射線業務従事者の個人被ばく管理に必要となる設備等を含むものとする。 第2項に規定する「事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び量を監視し、及び測定する」とは、次のことをいう。 一 平常時には使用済燃料貯蔵施設の周辺監視区域等において、事故時には放射線計、放射能、使用済燃料貯蔵施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において放射線量及び放射性物質の濃度及び量を監視及び測定すること。 二 平常時において施設に放出される気体・液体廃棄物の監視及び測定については、「熱中性子炉原子炉施設における放出放射性物質の濃度に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）を参考とすること。 三 事故時における監視及び測定については、「発電用炉本燃素原子炉施設における事故時の放射線計測に関する事故指針」（昭和56年7月23日原子力委員会決定）を参考とすること。 | 【放射線管理施設】 第十八条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けなければならない。 一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、職業を監視し、及び管理する設備を設けること。 二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び量を監視し、及び測定する設備を設けること。 【解釈】 第19条（放射線管理施設） 第19条第1項に規定する「放射線管理施設」とは、放射線被ばくを監視及び管理するための施設であつて、放射線業務従事者の出入記録、汚染管理、除染等を行う施設及び放射線業務従事者の個人被ばく管理に必要となる設備等を含むものとする。 第2項に規定する「事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び量を監視し、及び測定する」とは、次のことをいう。 一 平常時には使用済燃料貯蔵施設の周辺監視区域等において、事故時には放射線計、放射能、使用済燃料貯蔵施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において放射線量及び放射性物質の濃度及び量を監視及び測定すること。 二 平常時において施設に放出される気体・液体廃棄物の監視及び測定については、「熱中性子炉原子炉施設における放出放射性物質の濃度に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）を参考とすること。 三 事故時における監視及び測定については、「発電用炉本燃素原子炉施設における事故時の放射線計測に関する事故指針」（昭和56年7月23日原子力委員会決定）を参考とすること。 | 職業における職業被ばく管理計測 | ・ガンマ線モニタ放射線モニタ ・中性子線モニタ放射線モニタ (エネルギーモニタ) (放射線モニタ) 表示・警報装置（記録含む） (計測制御系統施設) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○2 | ○2 | ○ | ○ | モニタリング設備は、放射性廃棄物の処理における職業被ばくを計測するための設備である。 |
| | | | | | | | | | | | | | 表示・警報装置（計測制御系統施設）は、職業被ばくを計測するための設備である。 |
| | | | | | | | | | | | | | 電離線サーベイメータ、シンチレーションサーベイメータ、中性子線用サーベイメータは、測定や放出放同時、周辺監視区域に、エネルギーモニタ設備の代替として管理区域内の職業被ばくを計測するために使用される設備である。 (エネルギーモニタの設置場所が高い位置で放射線モニタ機器で計測できないから、管理区域内の空気に検出している場所での計測で、代替とする。) |
| | | | | | | | | | | | | | 気体放射性廃棄物の処理処理施設は設けず、排出口を設置しないため、該当なし |
| | | | | | | | | | | | | | 気体放射性廃棄物の処理処理施設は設けず、排出口を設置しないため、該当なし |
| | | | | | | | | | | | | | モニタリング設備は、管理区域における職業被ばくを、時刻における職業被ばくを代替して計測するための設備である。 |
| | | | | | | | | | | | | | 積算線量計（貯蔵庫管理区域内 計4台）は、管理区域内の職業被ばくを計測するための設備である。時刻における職業被ばくを代替して計測するための設備である。時刻における職業被ばくを計測するための設備である。時刻における職業被ばくを計測するための設備である。 |
| | | | | | | | | | | | | | 放射線サーベイメータ（電離線サーベイメータ、シンチレーションサーベイメータ、中性子線用サーベイメータ）は定期的に、あるいは必要に応じて、管理区域における職業被ばくを、職業被ばくを代替して計測するための設備である。 (放射線モニタの代替として管理区域内の職業被ばくを計測するためにも使用する。) |
| | | | | | | | | | | | | | 放射線サーベイメータ（GM管サーベイメータ）は定期的に、あるいは必要に応じて、管理区域における空気中の放射性物質濃度を計測するための設備である。 |
| | | | | | | | | | | | | | 放射線サーベイメータ（GM管サーベイメータ）は定期的に、あるいは必要に応じて、汚染された物の表面の放射性物質の濃度を計測するための設備である。 |
| | | | | | | | | | | | | | 放射線サーベイメータ（GM管サーベイメータ）は定期的に、あるいは必要に応じて、汚染された物の表面の放射性物質の濃度を計測するための設備である。 |
| | | | | | | | | | | | | | モニタリングポスト ・ガンマ線モニタ（低レンジ） ・ガンマ線モニタ（高レンジ） ・中性子線モニタ (周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備) (職業被ばくを職業被ばく計測システムで計測する) |
| | | | | | | | | | | | | | 表示・警報装置（記録含む） (計測制御系統施設) |
| | | | | | | | | | | | | | 表示・警報装置（計測制御系統施設）は、周辺監視区域における放射線被ばくを計測するための設備である。時刻における職業被ばくを計測するための設備である。時刻における職業被ばくを計測するための設備である。時刻における職業被ばくを計測するための設備である。 |
| | | | | | | | | | | | | | モニタリングポスト |
| | | | | | | | | | | | | | シンチレーションサーベイメータ、電離線サーベイメータ、中性子線用サーベイメータは、測定や放出放同時、周辺監視区域に、エネルギーモニタ設備の代替として管理区域内の職業被ばくを計測するために使用される設備である。 |
| | | | | | | | | | | | | | 積算線量計（モニタリングポスト 計2台）は、周辺監視区域における放射線被ばくを計測するための設備である。時刻における職業被ばくを計測するための設備である。時刻における職業被ばくを計測するための設備である。時刻における職業被ばくを計測するための設備である。 |

設備リスト

| 事業許可基準規則 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機器等 | 設備等 | 貯蔵クラス | 設備 / 運用 | 既設 / 改設 / 新設 | 事業許可申請六 での主要機器設 置の有無 (○、×) | 蒸気要求事項に 対して志事の設 備、運用が (○、×) | 放射線の要求事項 の関係処理材 (◎、○、△、□、○) | 機器グループ (1)、(2-1)、(2- 2)、(3)、(4) | 既設土器に配 載されている か (○、×) | 掘削または射 撃設備が (○、×) | 備 考 |
|------------------------------|---|---|---|----------------------------------|-------|---------------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------|-------------------------|---|
| 第18条 廃棄施設 第19条 廃棄施設 | 【廃棄施設】 第十八条 使用済燃料貯蔵施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できる上り、必要に応じて、当該使用済燃料貯蔵施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。 【解釈】 第18条（廃棄施設） 一 第18条に規定する「放射性物質の濃度を十分に低減できる上り、必要に応じて、当該使用済燃料貯蔵施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する」とは、以下の設計をいう。 一 使用済燃料貯蔵施設で発生する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を効率的に処理する場合には、放出される非気中及び非水中の放射性物質の濃度及び量について、法令に定める限度を越えないこととはもとより、ALARAの考え方の下、当該施設として、発電用軽水炉原子炉施設周辺の放射線地域に関する規制（昭和50年5月1日原子力委員会決定）において定める線量目標値（50マイクロシーベルト/年以下）が達成できるように設計が行える設計であること。 二 平常時における使用済燃料貯蔵施設からの環境への放射性物質の放出等に伴う公衆の受ける線量が、第4条第1項の直放射線及びスカイライン線により公衆の受ける線量を合計して法令に定める線量目標値を越えないこととはもとより、ALARAの考え方の下、合理的に達成できる限り十分に低いものであること（「発電用軽水炉原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」（平成元年3月27日原子力委員会決定）を参考に、実効線量が50マイクロシーベルト/年以下を達成できること。）。 | 【廃棄施設】 第十九条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げることによるものでなければならない。 一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように使用済燃料貯蔵施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。 二 放射性廃棄物以外の放射性物質を貯蔵する設備と区別して設置されたものであること。ただし、放射性廃棄物以外の液体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備に併せて、液体状の放射性廃棄物以外の放射性物質と放射性廃棄物以外の放射性物質を貯蔵する設備を区別して設置 三 気体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備は、排気口以外の箇所において放射性廃棄物を排出しない。 四 気体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備は、排気口以外の箇所において放射性廃棄物を排出しない。 五 気体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備は、排気口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することはないものであること。 | 放射性廃棄物の貯蔵能力 | 該当なし | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 【解釈】 なし | 【解釈】 なし | 放射性廃棄物と放射性廃棄物以外の放射性物質を貯蔵する設備を区別して設置 | 該当なし | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 設置許可基準規則及び解釈第18条及び技術基準規則第19条は、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く放射性廃棄物を廃棄する設備に関する要求事項のため、対象外。 |
| | 【解釈】 なし | 【解釈】 なし | 排気口以外から気体状の放射性廃棄物を排出しない。 | 該当なし | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 【解釈】 なし | 【解釈】 なし | 気体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備は、排気口以外の箇所において放射性廃棄物を排出することはないものであること。 | 該当なし | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 【解釈】 なし | 【解釈】 なし | 気体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備は、排気口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することはないものであること。 | 該当なし | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 2 使用済燃料貯蔵施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。 【解釈】 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、使用済燃料貯蔵施設から発生する放射性廃棄物を貯蔵する容量が十分であることとし、放射性廃棄物による汚染の拡大防止を考慮して設計されていること。 2 第1項及び第2項に規定する「保管廃棄する施設」とは、事業規則第2条第1項第2号へに規定する廃棄槽、廃棄槽及び保管廃棄施設をいう。 | 十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設が設けられている。 記載なし | 放射性廃棄物の貯蔵能力 | 放射性廃棄物貯蔵室 （床及び壁の一部をエポキシ樹脂系塗料） | C | 設備 | 既設 | ○ | - | - | ◎-2 | ○ | ○ | 平常時には放射性廃棄物は発生しないが、万一受け入れた金属キヌタに汚染があった場合、必要な汚染防止対策を講ずるためそれ以外の放射性廃棄物の低減を図るため、廃棄物の貯蔵容量は十分である。 |
| | | | | | C | 設備 | 既設 | ○ | - | ◎2 | ◎-2 | ○ | ○ | 放射性廃棄物の床の一部をエポキシ樹脂系塗料による保護することにより汚染の拡大を防止する。 |

設備リスト

| 事業許可基準規則 ／ 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 耐震クラス | 設備 ／ 運用 | 既設 ／ 改正 ／ 新設 | 事業許可添付六 での主要仕組記 載の有無 (○、×) | 条文要求事項に 対して必須の設 備。適用か (○、×) | 設備の要求事項 の項目基準時 (①、②、③、④、 ⑤、△、□、－) | 検査グループ (①、②、③、④、 ⑤、⑥、⑦、⑧、 ⑨、⑩) | 既設工事に記載 されているか (○、×) | 要目表作成対象 設備か (○、×) | 備 考 |
|--|--------------|--|-----------------|--------------------------------------|---------------------|---------------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|--|---|----------------------------|-------------------------|---|
| 第一条 ／ 附則表 使用済燃料によって 汚染された物による 汚染の防止 | 記載なし | 〔使用済燃料によって汚染された物による汚染の防止〕 第二十条 使用済燃料貯蔵施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の 壁、扉その他の部分であって、使用済燃料によって汚染された物により 汚染を生ずるおそれがある、かつ、人が接触を免れられないものの表面 は、使用済燃料によって汚染された物による汚染を除去しやすいもので なければならない。 | 壁、床表面内の汚染除去の容易性 | 使用済燃料貯蔵建屋 (床、壁の 一部及び一部をエポキシ樹脂系塗料) | B (S ₂) | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ① | ○ | ○ | 壁入れ区域では金属キヤスク表面が万一汚染 していた場合を考慮して、壁、壁の一部及び 扉をエポキシ樹脂系塗料による塗装を行う。 |
| | | | | 廃棄物貯蔵室 (床及び壁の一部をエポキシ樹脂系塗料) | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ②-2 | ○ | ○ | 廃棄物貯蔵室には、万一金属キヤスク表面に 汚染があった場合に放射線測定物を密着した 放射性廃棄物が置かれることとなり、万一漏 洩した場合には容易に除去しづらいよう、床 及び壁の一部をエポキシ樹脂系塗料による装 装を行う。 |

設備リスト

| 事業許可基準規則 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 阻害クラス | 設備 運用 | 既設 改造 新設 | 事業許可添付六 での主要設備記 載の有無 (○、×) | 条文要求事項に 対して必要の設 備、運用か (○、×) | 設備の受取事項 の基礎整理時 (◎、○)；(○)； (△、□、○、×) | 機器グループ (1)；(2)；(3)； (4)；(5)；(6)； (7)；(8)；(9)； (10) | 建設工事に記載 されているか (○、×) | 従自表作成対象 設備か (○、×) | 備考 | |
|--------------------------|--------------|--|----------------------------|------|-------|----------|----------------|-------------------------------------|--------------------------------------|--|--|----------------------------|-------------------------|---|----|
| 第一本 ／ 第22条 換気設備 | 記載なし | (換気設備) 第二十二条 使用済燃料貯蔵施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射能汚染を防止する必要がある場合には、次に掲げることにより換気設備が設けられていなければならない。 | 放射能汚染防止のための換気設備 | 該当なし | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 本施設は、汚染のおおらない管理区域とする設計であり、技術基準規則第22条の要求である放射能汚染防止を目的とする換気設備の設置は不要である。 | |
| | | 一 放射能汚染を防止するために必要な換気能力を有するものであること。 | 換気能力 | 該当なし | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 同上 | |
| | | 二 使用済燃料等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。 | 汚染空気逆流防止構造 | 該当なし | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 同上 |
| | | 三 汚染装置を設ける場合にあつては、汚染装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、汚染装置の使用済燃料等による汚染の除去又は汚染装置の取替えが容易な構造であること。 | 汚染装置機能維持 | 該当なし | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 同上 |
| | | | 汚染装置の汚染の除去又は汚染装置の取替えが容易な構造 | 該当なし | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 同上 |
| | | 四 吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。 | 吸気口位置 | 該当なし | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 同上 |
| | | 【解釈】 なし | | | | | | | | | | | | | |

設備リスト

| 事業許可番号範囲 / 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解説 | 技術基準規則及び解説 | 必要な機能等 | 設備等 | 設置クラス | 設備 / 運用 | 既設 / 改造 / 新設 | 事業許可添付六 での主要な機能 記号の有無 (○、×) | 英文要求事項に 対して必須の設 備の有無 (○、-) | 設備の要求事項 の要否判定時 (◎、○)：◎1、◎2、 △、△1、△2、 ◇、◇1、◇2、 □ | 機器グループ (1)：◎-1、◎- 2、◎、◎-1、◎- 2、◎、◎-1、◎- 2 | 建設工事に関する 記されているか (○、×) | 従自表作成対象 設備か (○、×) | 備考 | | |
|--|---|---|--|---------|-------|------------|--------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|--|---|------------------------------|-------------------------|--|--|---|
| 第四本 子備電源 / 第二三 子備電源 | 【子備電源】 第二十条 使用済燃料貯蔵施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。 【解説】 第二〇条（予備電源） 1 第二〇条に規定する「監視設備その他必要な設備に使用することができる」とは、停電等の外部電源系統の機能喪失時に、以下の安全上必要な設備・機能を有するために十分な容量及び信頼性のある電源系を有する設計であることをいう。 一 余剰容量の同じ込め機能を 監視 する 設備 二 放射線監視設備 三 放射線監視設備 四 火災等の警報設備、緊急通信・連絡設備、非常照明灯等の設備・機器 | 【予備電源】 第二十三条 使用済燃料貯蔵施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。 | 外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用することができる能力を有する機能 | 無停電電源装置 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ◎-2 | ○ | ○ | 無停電電源装置にて、外部電源喪失時に監視設備その他必要な電圧を供給するために必要な容量を有するため、必要機能を満たす。 | | |
| | | | 共用無停電電源装置 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ○2 | ◎-2 | ◎-2 | × | ○ | 共用無停電電源装置にて、外部電源喪失時に、外部電源喪失時に、無停電電源装置を介して監視設備等に電気を供給するために必要な容量を有するため、必要機能を満たす。 | | |
| | | | 電源車 | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ◎-2 | ◎-2 | × | ○ | ○ | 無停電電源装置の供給可能な時間を越える外部電源喪失時に、電源車から、無停電電源装置を介して監視設備等の必要な設備に電気を供給するために必要な容量を有するため、必要機能を満たす。 | |
| | | | 電源車 | C | 運用 | 既設 | ○ | ○ | ○2 | ◎-2 | ◎-2 | × | ○ | ○ | 無停電電源装置の供給可能な時間を越える外部電源喪失時に、電源車から、無停電電源装置を介して監視設備等の必要な設備に電気を供給するために必要な容量を有するため、必要機能を満たす。 | |
| | | | 非常発電機 | - | 設備 | 既設 | × | - | - | - | - | × | × | × | × | 無停電電源装置の供給可能な時間を越える外部電源喪失時に、非常発電機から、無停電電源装置を介して監視設備等の必要な設備に電気を供給するために必要な容量を有するが、非常発電機は積を貯の運転ができないため、自主設備とし、設計申請対象外の設備とする。 |
| | | | 外部電源系統喪失時に、継続的に電気を供給する機能 | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ○2 | ◎-2 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | 無停電電源装置の供給可能な時間を越える外部電源喪失時に、無停電電源装置を介して電源車にて電気を供給するため、追加的に燃料を積貯し、必要機能を満たす。 |
| | | | 予備電源から監視設備その他必要な設備に供給するために電路となる能力を有する機能 | C | 設備 | 改造 | × | ◇ | ◇ | ◎ | × | × | × | × | × | 予備電源（無停電電源装置、共用無停電電源装置、電源車）から監視設備等の必要な設備に供給するために電路を構成する必要がある。従自表は作成しないが、基本設計方針にて構成を規定するとともに、仕向設備詳細シート内の電源構成を添付の電気回路図に示す。 |
| | | | 外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用することができる能力を有する機能（給電先） | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | △ | ◎-2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 予備電源（無停電電源装置、電源車）からの給電先である。 |
| | | | 外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用することができる能力を有する機能（給電先） | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | △ | ◎-2 | ○ | △ | ◎-2 | ○ | ○ | 同上 |
| | | | 外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用することができる能力を有する機能（給電先） | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | △ | ◎ | ○ | △ | ◎ | × | × | 同上 |
| 外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用することができる能力を有する機能（給電先） | C | 設備 | 既設 | ○ | ○ | △ | ◎-2 | ○ | △ | ◎-2 | ○ | ○ | 同上 | | | |
| 外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用することができる能力を有する機能（給電先） | C | 運用 | 既設 | ○ | ○ | △ | ◎ | ○ | △ | ◎ | × | × | 同上 | | | |
| 外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用することができる能力を有する機能（給電先） | C | 設備 | 既設 | × | ○ | △ | ◎ | × | △ | ◎ | × | × | 同上 | | | |
| 外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用することができる能力を有する機能（給電先） | C | 設備 | 既設 | × | ○ | △ | ◎ | × | △ | ◎ | × | × | 同上 | | | |
| 外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用することができる能力を有する機能（給電先） | - | 設備 | 新設 | - | - | □ | - | - | □ | - | × | × | 非常電源喪失時の電源車からの給電先である。 | | | |

設備リスト

| 事業許可基規別 技術基準規則 | 事業許可基準規則及び解釈 | 技術基準規則及び解釈 | 必要な機能等 | 設備等 | 設置クラス | 設備 運用 | 既設 改造 新設 | 事業許可付六 での主要な備註 集の有無 (○、×) | 条文要求事項に 対して必要の設 備、運用か (○、×) | 設備の要求事項 の要否判定 (◎、○)、(△、 △、△、△、○、×) | 機器グループ (1)、(2)~1、(3) ~2、(4)~1)2) | 既設工認に取組 まれているか (○、×) | 要目表作成時 取組か (○、×) | 備考 |
|------------------------------------|--|---|----------------------------------|----------------------------------|-------|----------|----------------|------------------------------------|--------------------------------------|---|--|----------------------------|------------------------|--|
| 第21条 通信連絡設備等 第24条 通信連絡設備等 | <p>①通信連絡設備等</p> <p>第二十一条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>② 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵施設には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。</p> <p>【解釈】</p> <p>第21条（通信連絡設備）</p> <p>1 第1項に規定する「事業所内の人に対し必要な指示ができる」とは、事故時に施設内にいる全ての人に対し的確に指示ができることをいう。</p> <p>2 第2項に規定する「事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる」とは、事故が発生した場合において、事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができることをいう。</p> <p>3 「上記1及び2の「通信連絡設備」は、必要に応じて、それぞれ異なる手段により通信連絡できるものであること。</p> <p>4 第3項に規定する「事業所内の人の退避のための設備」とは、通常の取組用消防器具等においても機能する避難用の標識、切符、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路をいう。</p> | <p>(燃料運搬設備等)</p> <p>第二十四条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられているなければならない。</p> | <p>通信連絡設備（社内電話設備） 事業所内連絡</p> | 電話交換機 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | 社内電話設備を構成する機器であり、事業所内連絡するための設備である。 |
| | | | | 固定電話機 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | |
| PHS端末 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | × | × | | | |
| PHS基地局 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | × | × | | | |
| 通信連絡設備（受話器） 事業所内連絡 | | | | パケット交換機 | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | 受話器を構成する機器であり、事業所内連絡するための設備である。 |
| | | | | ハンドセット | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | |
| 通信連絡設備（放送設備） 事業所内連絡 | | | | マイク | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | 放送設備を構成する機器であり、事業所内連絡（一斉放送）するための設備である。 |
| | | | | スピーカー | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | |
| | | | | 非常用スピーカー | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | |
| | | | | 非常用マイク | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | |
| 通信連絡設備（警報装置） 事業所内連絡 | | | | 警報装置 | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | 警報装置であり、放送設備に接続し事業所内通知（一斉放送）するための設備である。 |
| 通信連絡設備（加入電話設備） 事業所外連絡 | | | | 加入電話設備 | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | 加入電話設備を構成する機器であり、事業所外連絡するための設備である。 放送水を想定した際に必要な設備（機式-2第8条第2項による拒絶防止措置） |
| | | | | 加入電話設備接続FAX | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | |
| 通信連絡設備（衛星携帯設備） 事業所外連絡 | | | | 衛星携帯電話 | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | 衛星携帯電話を構成する機器であり、事業所外連絡するための設備である。 放送水を想定した際に必要な設備（機式-2第8条第2項による拒絶防止措置） |
| | | | | 衛星携帯電話接続FAX | C | 設備 | 新設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | |
| 通信連絡設備（社内電話設備） 事業所外連絡 | | | | 電話交換機 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | 社内電話設備を構成する機器であり、事業所外連絡するための設備である。 |
| | | | | 固定電話機 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | |
| | | | | PHS端末 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | |
| | | | | PHS基地局 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | |
| 安全避難通路 | | | | 安全避難用扉（安全避難通路の扉） | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | 許容煙室内の人が避難するための機器であり、安全に避難するための設備である。 |
| | | | | 誘導灯 ・道路誘導灯 ・避難口誘導灯 ・保安灯 | C | 設備 | 既設 | × | ○ | ◇ | ◎ | × | × | |